

河内長野市第3期文化振興計画

案

令和8年3月

河内長野市

はじめに



河内長野市の文化を未来へ繋ぐ

市民の皆様、そして、日ごろ、文化活動にご尽力いただいている皆様に加え、本市の文化振興にご理解とご協力を賜っておりますすべての皆様に、心より感謝申し上げます。

さて、本市では、まちづくりの大切な柱の一つとして推進してきました「河内長野市第2期文化振興計画」が、令和7年度末をもって終了します。計画期間中、市民の皆様の熱意あふれる活動が、まちに彩りと活力を与えてくださったことに深く敬意を表します。

一方で、令和8年度から、本市の最上位計画である「河内長野市第6次総合計画」が新たにスタートします。その理念として「ふだんを生きる、じぶんが生きる。知るほど暮らすほど「好き。」が深まる千年都市。」を掲げており、文化振興分野でもこれを推進してまいります。

そこで、市民、文化団体・アーティスト、企業・事業者、行政などが共に知恵を出し合い、総合計画で掲げる理念を文化の面から支えるとともに、第2期計画の成果を総括のうえ、文化活動や文化のまちづくりを進めて行く際の見取り図として、「河内長野市第3期文化振興計画」を策定し、新たな一步を踏み出してまいりたいと考えております。

文化は、人々の創造性を育み、地域への愛着と誇りを育んでくれます。私は、この地に脈々と受け継がれる「文化」の力こそが、市民の「好き」という気持ちを深め、地域に活力を生み出す鍵であると確信しております。文化振興は行政主導ではなく、地域社会のあらゆる主体が関わり合い、協働によって豊かに花開くものと信じております。

この計画は、私たちのまちの文化がさらに飛躍するために、市民の皆様の未来への想いを結集した指針です。

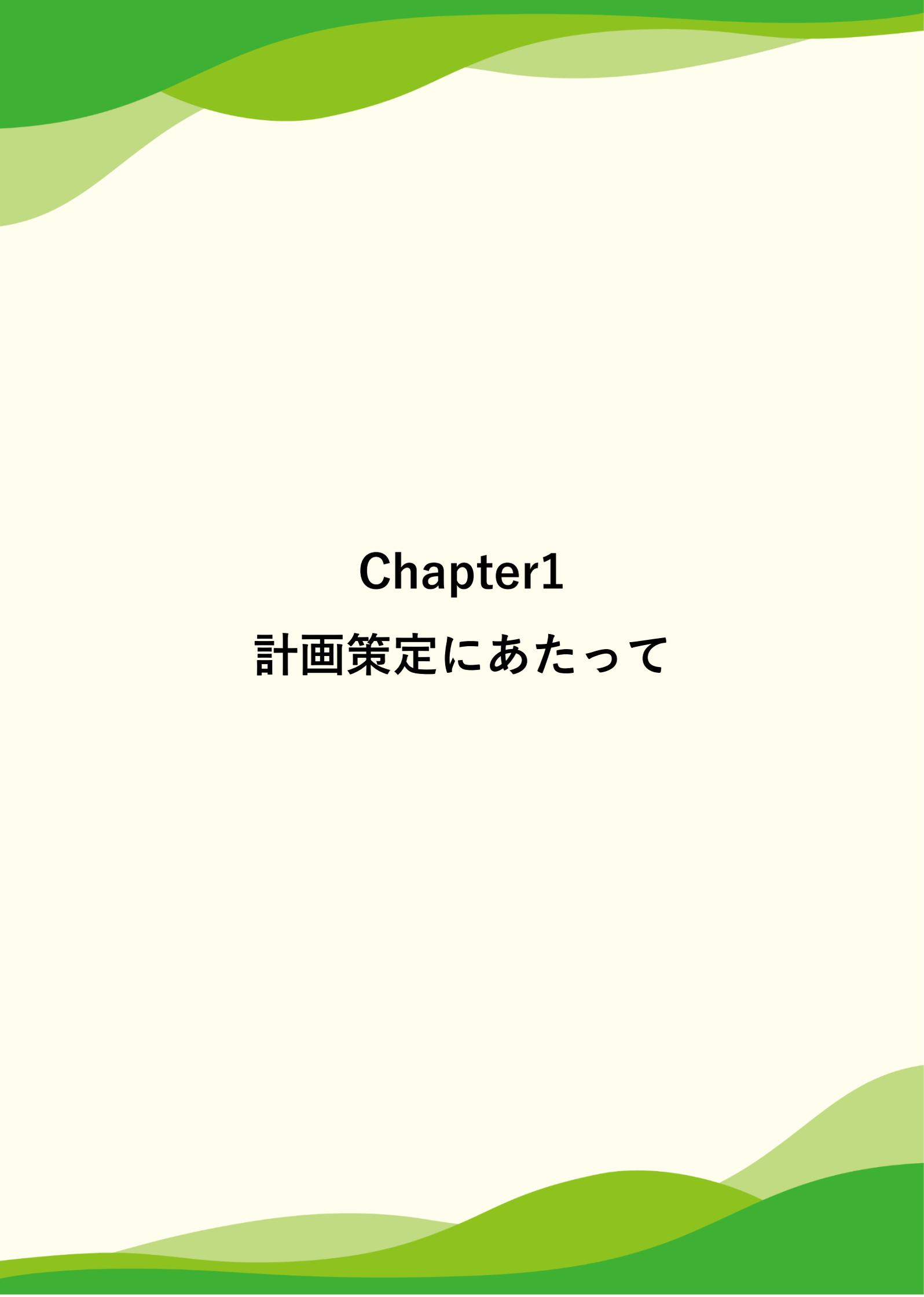
この計画に基づき、河内長野市ならではの“ここにしかない”文化の灯を未来へと輝かせていきたいと強く願っておりますので、市民の皆様の温かいご理解と積極的なご参加、ご協力を心よりお願い申し上げます。

令和8年3月

河内長野市長 西野修平

目次

Chapter1 計画策定にあたって.....	1
1. 文化振興計画について.....	2
Chapter2 河内長野市の文化行政に関わる現状と課題.....	5
1. 近年の文化行政の全国的な動向.....	6
2. 河内長野市の都市特性.....	9
3. 河内長野市における文化行政の取り組み.....	12
4. 河内長野市の文化に関する課題.....	17
Chapter 3 計画の基本的な考え方.....	19
1. 基本理念.....	20
2. 文化振興の目標.....	22
3. 施策の体系.....	23
Chapter 4 文化振興の方向性.....	25
方針1. 市民が主役となる感動と創造の場づくり.....	26
方針2. 人と文化、ひとと人をつなぐ人材づくり.....	27
方針3. 人の循環を深め、心豊かになる環境づくり.....	28
方針4. 感動と循環が生みだす魅力の発信.....	29
Chapter 5 計画の推進.....	31
1. 計画の推進体制.....	32
2. 計画の進行管理.....	34
Chapter 6 資料編.....	35
1. 市民アンケート調査結果.....	36
2. 文化振興に係る関係法令.....	72
3. 運営規則.....	79
4. 策定経過.....	81
5. 河内長野市文化振興計画推進委員会名簿.....	81



Chapter1

計画策定にあたって

1. 文化振興計画について

1. 河内長野市での経過

河内長野市（以下、「本市」という。）では、平成 17 年度に「河内長野市文化振興計画」（以下、「第 1 期計画」という。）を策定しました。第 1 期計画では、「わたしたちが創る＜文化のビオトープ＞協働でつくる誇れる河内長野」を基本理念とし、河内長野市立文化会館ラブリーホール（以下、「ラブリーホール」という。）では、文化活動の総合的な拠点として、独自の公演や市民参画型事業などさまざまな事業を展開し、市民交流センターキックスや公民館、コミュニティセンターでは、市民の交流と生涯学習の拠点として、市民の文化・学習・交流活動の促進に努めてきました。

続いて、平成 27 年度に、「河内長野市第 2 期文化振興計画」（以下、「第 2 期計画」という。）を策定しました。第 2 期計画では、「市民が文化を身近に感じ、いきいきと心豊かに暮らすまち〜ひとと人がめぐりあい、感動と活力を生む河内長野型文化事業の創出〜」を基本理念とし、「本物」の文化に触れることを核として、感動を循環させ、まち全体が活力にあふれる心豊かな環境になることをめざす取り組みを「河内長野型文化事業」と名づけ、推進してきました。

第 2 期計画策定以来、人口減少と少子高齢化の進行、情報通信技術の発展、働き方の変化やウェルビーイングへの関心の高まり、関係省庁の移転など、本市の文化行政を取り巻く環境は、大きく変化しています。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大は、文化芸術活動の中止・規模縮小や学校における子どもの文化芸術活動の減少など、文化芸術分野に大きな影響を与えました。また、オンラインを活用した新たな表現・鑑賞手法が発達するなど、間接的な文化芸術体験が普及する一方で、「本物」に直接触れることのできる文化芸術体験の重要性を再認識することとなりました。

そのような中で、令和 7 年度で第 2 期計画の計画期間が終了することから、これまでの成果と市民の皆様の声をふまえ、このたび、「河内長野市第 3 期文化振興計画」（以下、「第 3 期計画」という。）を策定しました。

2. 計画策定の目的

第 3 期計画は、第 2 期計画において掲げた理念や取り組んできた事業を継承、発展させるとともに、多様な主体と行政との協働により、本市の文化振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進する指針となり、市民の文化活動の発展と継続を図ることを目的に策定するものです。

3. 総合計画における位置づけ

総合計画とは、地方自治体における行政運営の最上位計画であり、自治体の将来目標や施策を示し、すべての住民や事業者、行政が行動するために共有する基本的な指針となるものです。

本市では、令和 7 年度までを計画期間とする「河内長野市第 5 次総合計画」に基づき、「人・自然・歴史・文化輝くふれあいと創造のまち河内長野」を将来都市像として、まちづくりを進めてき

ました。第2期計画では、この将来都市像の実現に向け、各分野を横断する政策の一つとして文化振興施策の展開を図ってきました。

令和8年度からを計画期間とする「河内長野市第6次総合計画」では、市民にとってよりわかりやすく、市の魅力が伝わるものにするとともに、一人でも多くの市民が計画を通して市の未来に「ワクワク」を感じるものとなるよう、基本構想の理念に「ふだんを生きる、じぶんが生きる。知るほど暮らすほど「好き。」が深まる千年都市。」を掲げており、市民が市を誇りに感じ、まちづくりを自分事と捉える計画を目指しているところです。

**ふだんを生きる、じぶんが生きる。
知るほど暮らすほど「好き。」が深まる千年都市。**

そこで、第3期計画では、この理念をふまえ、No.1「まちが元気、みんなも元気。」、No.7「みんなが、主役。みんなが、ファン。」、No.17「“推し”と出会えて、育てるうれしさ。」、No.18「「好き。」が集まれば、すごい力に。」との整合を図りながら、一人ひとりが自分の“推し”と出会えて、ただ遠くから見守るだけではなく近くで応援できるような、ワクワクするつながりがあふれるまちの実現を目指します。

No.17 “推し”と出会えて、育てるうれしさ。

地域に息づく歴史や文化財、お祭り、よく行くお店や公園、河内長野を拠点にするスポーツチームやアーティスト、企業やボランティア団体……、一人ひとりが自分の“推し”と出会えて、ただ遠くから見守るだけではなく近くで応援できるような、ワクワクするつながりがまちにあふれています。

まちを離れてもふるさと納税で応援！

「日月四季山水園屏風」は河内長野で見れるんだって！

“推し”のチームの応援でスタジアムが連日満員。駅前で優勝パレードが行われている。

市民一人ひとりに市内の“推し”ポイントがある。

新しくできた企業で働く移住者が増えている。

未来に向けて行うこと

- ① 市民が文化芸術に主体的に参加する機会や、プロスポーツ等に触れる機会を充実させます。
- ② 文化・スポーツ団体への支援や連携促進を通じて、まちに関わり、それを誇りに思える人材を育てます。
- ③ 地元の魅力的な返礼品を通じて、ふるさと納税の寄附額を増やします。

(分野)

①②文化・スポーツの振興 ③ふるさと納税の推進

10年間の指標 | 市民の実感

- 多様な文化・スポーツ団体がある
- 文化芸術活動が盛んで誇らしい
- 自慢したい場所や応援したい活動・団体がある

4. 文化の範囲

国の「文化芸術振興基本法」は平成 29 年に「文化芸術基本法」へと改正・施行され、文化の範囲として、伝統芸能には「組踊」、生活文化に「食文化」が追加されました。

第 3 期計画の対象とする文化の範囲は、この「文化芸術基本法」で示される範囲の他、人と自然、文化財、まちなみなど本市の特色ある文化を育んできた環境や地域の資源、地場産業などの営みも文化として同様に扱うべきと考え、これらを含めたものを本市における文化の対象とします。

分野	内容
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽、出版物及びレコード等
文化財	有形又は無形の文化財、その保存技術、民俗文化財、記念物
地域における文化芸術	地域固有の伝統芸能、民俗芸能

5. 計画の期間

文化行政における取り組みは、他の行政分野の計画や施策と密接に関係するものであるため、「河内長野市第 6 次総合計画」との整合性を図り、第 3 期計画の期間は令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間とします。



Chapter2

河内長野市の文化行政に関わる 現状と課題



1. 近年の文化行政の全国的な動向

1. 第2期計画策定以降の主な法律の改正

平成 29 年
6 月

文化芸術基本法の施行

- 文化芸術の振興のための基本的な法律である「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」へ。
- 基本理念として年齢、障がいの有無または経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境を整備すること、文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野と有機的な連携を図ること、児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性について定める。

平成 30 年
6 月

障害者文化芸術推進法の施行

- 文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。
- この法律に基づき、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、障がい者の文化芸術に関する鑑賞・創造の機会の拡大や作品発表の機会の確保等、基本方針や施策などが示されている。

令和 2 年
5 月

文化観光推進法の施行

- 文化・観光の振興、地域の活性化を図る上で、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要であることから、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等が講じられることとなる。

令和 5 年
4 月

博物館法改正

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて文化芸術基本法の精神に基づくことを定める。
- 博物館の事業に博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加されるとともに、他の博物館等と連携すること、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り、地域の活力の向上に取り組むことが努力義務となる。

2. 国の動向

国においては、文化芸術基本法の規定に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「文化芸術推進基本計画」を策定しています。

①文化庁の京都移転の決定、機能強化の実施（平成28年3月、令和5年3月）

平成28年3月、政府関係機関移転基本方針において「文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転すること」と明記され、京都移転が決定しました。平成29年の文化芸術振興基本法の改正（文化芸術基本法の施行）などを踏まえ、文化庁の機能強化や組織改編が実施され、令和5年3月より京都の新庁舎において業務が開始されています。

②文化芸術推進基本計画（第2期）（計画期間：令和5年度～令和9年度）

国の文化芸術推進基本計画（第2期）は、第1期で掲げた4つの中長期目標を踏襲し、文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供、創造的で活力ある社会の形成、心豊かで多様性のある社会の形成、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成を行うことを掲げています。

また、4つの中長期目標の達成及び「文化芸術と経済の好循環」の実現に向けて、①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進、②文化資源の保存と活用の一層の促進、③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成、④多様性を尊重した文化芸術の振興、⑤文化芸術のグローバル展開の加速、⑥文化芸術を通じた地方創生の推進、⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進の7つの重点取組を推進することとしています。

③障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）

（計画期間：令和5年度～令和9年度）

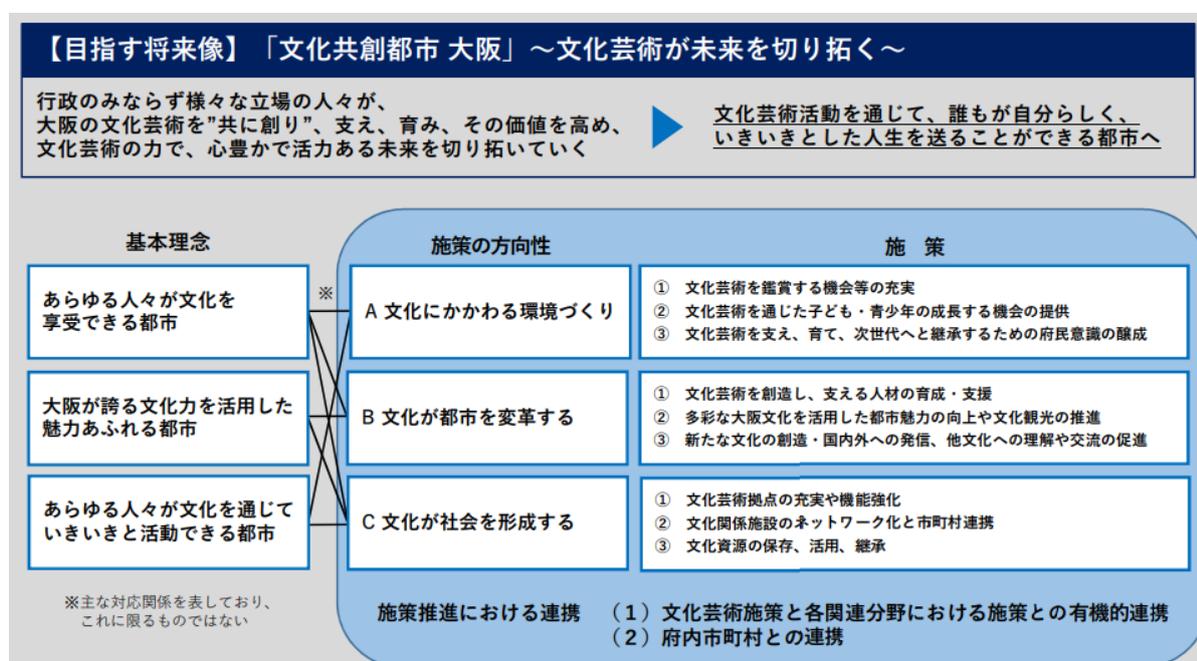
合理的配慮の提供とそのための情報保障や環境整備に留意しつつ、障がい者による文化芸術活動の裾野を広げ、地域における基盤づくりを進める観点から、「障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開」「文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実」「地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築」の3つの目標と施策の方向性などを示しています。

3. 大阪府の動向

大阪府においては「大阪府文化振興条例」（平成 17 年 4 月施行）の制定により、府が文化振興に取り組む基本姿勢を明確にし、平成 18 年 3 月に同条例第 6 条に基づき「おおさか文化プラン（第 1 次大阪府文化振興計画）」を策定し、文化施策を進めてきました。現在は、「第 5 次大阪府文化振興計画」に従って文化の振興に関する施策を推進しています。

① 「第 5 次大阪府文化振興計画」（計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度）

『文化共創都市 大阪』～文化芸術が未来を切り拓く～」を将来像とし、これまでの計画における理念や方向性を継承しつつ、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた文化芸術活動に対し、今後も感染状況を踏まえながら、文化振興と感染対策の両立を図り、必要に応じて柔軟かつ迅速な施策の推進に積極的に取り組むことなどを決めました。



② 日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催

（令和 7 年 4 月 13 日～10 月 13 日）

「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとし、大阪夢洲で開催された大阪・関西万博は、持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献や日本の国家戦略 Society5.0 の実現に向けた取り組みを加速させる飛躍の機会として開催されました。世界中の国や地域が参加し、未来の社会や暮らしを展示するとともに、先端技術やアイデアを共有し、持続可能な未来社会を共創することを目指しました。

2. 河内長野市の都市特性

1. 河内長野市の概要

本市は金剛山や岩湧山など豊かな自然環境とそれを生かした地場産業が形成されています。そんな中、価値ある歴史的・文化的資産が数多く残され、活発な文化活動が展開されています。

(1) 地理的特性

本市は、大阪府の南東端に位置し、東は奈良県、南は和歌山県と接し、北を頂点とした三角形の市域を形づくっており、面積は大阪府内で3番目に広く、石川をはじめとする河川沿いに平地が細長く形成され、北に向かって河内平野に続いています。

大阪都心まで約30分、関西国際空港には約1時間でアクセスでき、泉州、和歌山、奈良方面への結節点として交通至便の地でありながら、金剛山や岩湧山などの山並みに囲まれ、森林が市域の約7割を占めています。市内に居ながら満喫できる大自然や、水源地としてのきれいな水と澄んだ空気は本市の最大の魅力と言えます。

(2) 歴史文化

平安時代より、高野山への巡礼道の中継地として栄え、全国有数の国宝・重要文化財数を誇り、豊富な歴史文化遺産は、住む人はもちろん、来訪者をひきつける魅力の1つとなっています。また、地域の伝統文化である神楽、獅子舞などが継承されている他、活発な文化活動が展開されるなど、文化水準の高いまちとなっています。

(3) 生活環境

南部の山間部や住宅団地周辺の丘陵部には緑豊かな景観が広がり、主要3駅（河内長野駅、千代田駅、三日市町駅）周辺や幹線道路沿道を中心に商業施設が立地するとともに、災害や犯罪が少なく、安全・安心で落ち着いた環境を有するなど、良好なベッドタウンとして発展してきました。一方で、近年では住宅団地を中心に急速な人口減少や高齢化が進んでいますが、地域まちづくり協議会などを通して市民活動の活性化を図り、地域主体のまちづくりを進めています。

(4) 産業

可鍛鋳鉄・ステンレス・ベアリング・つまようじ・すだれなどの地場産業が形成されるとともに、近年は河内林業地で生産される良質な「おおさか河内材」のブランド化を通じて、農林業振興や需要拡大を図っています。

2. 人口動態

本市は、昭和 29 年 4 月 1 日に 1 町 5 村が合併し誕生しました。

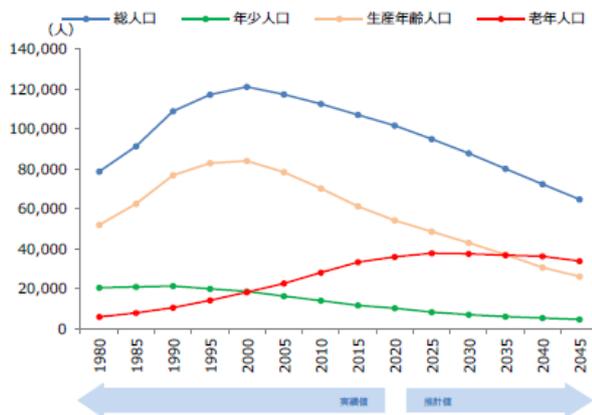
昭和 40 年代以降に進んだニュータウン開発により、人口は増加し、ピーク時の平成 12 年では、約 12 万 3,000 人となっていました。しかし、その後人口は減少を続け、令和 7 年 3 月末現在で 9 万 7,359 人となっています。年齢 3 区分別人口を見ると、全国同様、本市においても少子高齢化が進行しており、将来推計では、令和 17 年には生産年齢人口と老年人口がほぼ同数となり、年少人口は令和 2 年の約半数になると推計されています。

社会増減と自然増減を見ると、平成 18 年には 1,434 人の転出超過を記録しましたが、近年は社会減が縮小傾向にあり、死亡数が出生数を上回る自然減が人口減少の主な要因となっています。

若年層の流出による人口減少やそれに伴う高齢化は、地域の文化芸術の指導者や継承者などの文化芸術の担い手不足をもたらし、地域に根ざした文化芸術の衰退が懸念されます。また、人口減少は、文化芸術の担い手のみならず、文化芸術を楽しむ鑑賞者などの減少につながることも懸念されており、人口規模の縮小を踏まえた文化芸術振興が求められます。

河内長野市の人口の推移と将来推計(社人研)

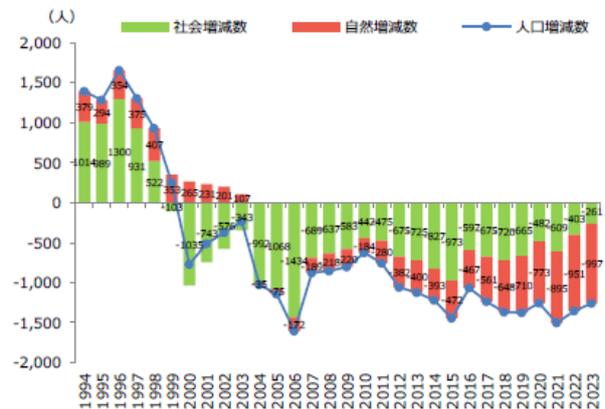
全国と同様に人口減少・少子高齢化が進行



- 総人口は2000年をピークに減少
- 高齢化が進行するが、高齢者の数そのものは頭打ちになる

社会増減と自然増減の推移

社会減少は縮小し、減少の主因は自然減に



- 1996年には1300人の転入超過を記録したが、2006年には1400人転出超過
- 近年は社会減少は縮小し、2023年は1999年以來の少なさに。

資料：河内長野市第 6 次総合計画第 1 回審議会資料

3. 河内長野市の文化資源

本市には、由緒ある寺院や神社、岩湧山や寺ヶ池公園など、府内でも有数の豊かな名所・旧跡や自然資源があります。また、祭りや伝統芸能も市民の間で今なお受け継がれ、市民生活に息づいています。

■主要な文化資源

自然資源	岩湧山、滝畑四十八滝、寺ヶ池公園、寺ヶ池水路、滝畑ダム など
名所・旧跡	観心寺、金剛寺、延命寺、烏帽子形城跡、高野街道 など
祭り・伝統芸能	西代神楽、日野地区獅子舞、加賀田神社のオコナイ、長野神社のタイマツタテ、八幡神社の勧請縄かけ、天野山金剛寺の正御影供百味飲食、だんじり など

参考 河内長野市の指定文化財件数一覧

類型	有形文化財		無形文化財	民俗文化財		記念物			伝統的建造物群	文化的景観	選定保存地域	合計
	建造物	美術工芸品		有形	無形	史跡	名勝	天然記念物				
国指定・選定	18	67	0	0	0	3	0	0	0	0	-	88
府指定など	3	11	0	0	0	1	2	5	-	-	-	22
市指定	8	40	0	6	6	1	1	2	-	-	-	64
国登録	30	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	30
府登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0
市登録	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0
市選定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4
合計	59	118	0	6	6	5	3	7	0	0	4	208

令和7年12月1日現在

3. 河内長野市における文化行政の取り組み

1. 文化施設（ラブリーホール）の指定管理者を通じた事業展開

(1) 河内長野市同規模自治体との比較

本市では、第2期計画に基づき、ラブリーホールを中核として、優れた文化芸術に親しむことができる事業に取り組んでいます。コロナ禍を乗り越え、文化芸術活動は回復傾向にあります。

ラブリーホールの指定管理者である（公財）河内長野市文化振興財団が行う年間事業数は、令和6年度で85件（うちアウトリーチ事業は15件）、入場者・参加者数は、38,554人となっています。これは、同規模都市（10万人～30万人）の主催文化事業と比較して、平均を大きく上回る年間事業数、入場者・参加者数となっています。

■設置団体別主催文化事業の実施状況

		年間事業数		年間入場者・参加者数	
		全体（施設）	平均（件）	全体（施設）	平均（人）
全体		794	14.07	734	11304.48
		100.0		100.0	
設置 団体 別	国	5	33.20	5	100404.80
		0.6		0.7	
	都道府県	66	18.74	60	24236.27
		8.3		8.2	
	政令指定都市	86	18.53	75	21189.09
		10.8		10.2	
	市・特別区 (30万人以上)	89	19.91	77	14799.43
		11.2		10.5	
	市・特別区 (10万人～30万人未満)	168	14.99	161	11126.93
		21.2		21.9	
	市・特別区 (10万人未満)	262	11.12	246	6199.07
		33.0		33.5	
	町村等	118	8.24	110	2692.24
		14.9		15.0	

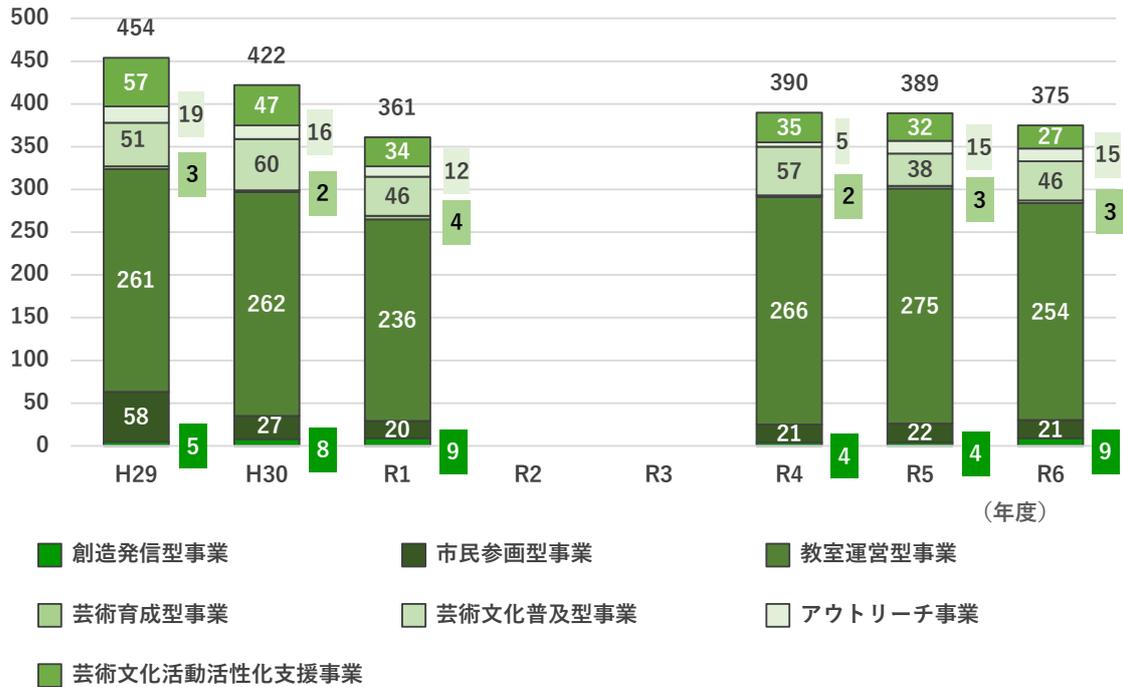
資料：公益社団法人全国公立文化施設協会「令和6年度劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査研究報告書」

※「全体」とは「令和6年度 劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査」に回答した国、地方公共団体が設置する劇場・音楽堂等の数。

(2) 事業実施状況

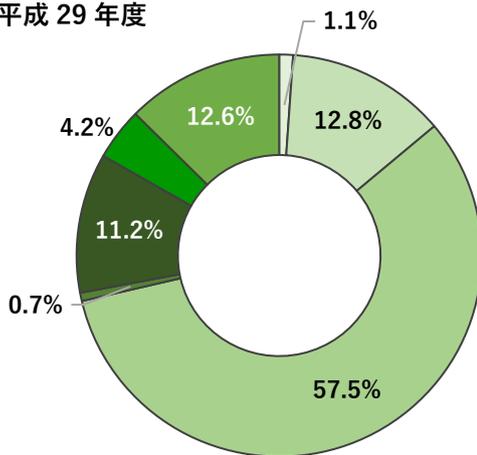
第2期計画期間の公演数をみると、平成29年度で454公演、令和6年度で375公演と減少傾向にあります。事業別公演数の構成比をみると、令和6年度は、教室運営型事業が約7割近くを占め、次いで芸術文化普及型事業が約1割となっています。なお、令和2年度～令和3年度はコロナ禍で比較に適さないため、不掲載としています。

(公演)

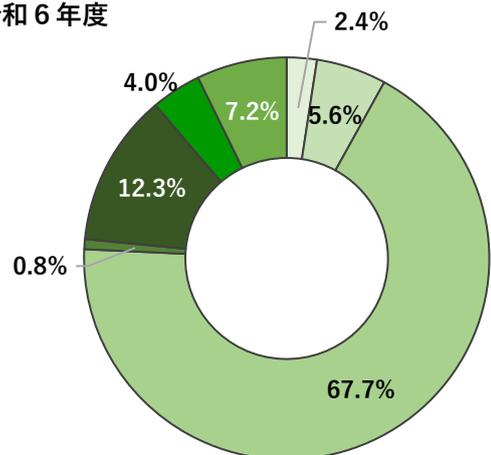


資料：公益財団法人河内長野市文化振興財団「事業実施報告書」（平成29年度～令和6年度）

平成29年度



令和6年度



■ 創造発信型事業
■ 市民参画型事業
■ 教室運営型事業
■ 芸術育成型事業
■ 芸術文化普及型事業
■ アウトリーチ事業
■ 芸術文化活動活性化支援事業

資料：公益財団法人河内長野市文化振興財団「事業実施報告書」（平成29年度、令和6年度）

事業ごとの入場者・参加者数についてみると、平成 29 年度以降、多くの事業で減少傾向となっていますが、芸術育成型事業については、令和元年度の 549 人を除いて 200～300 人台で推移しています。

■事業別入場者数

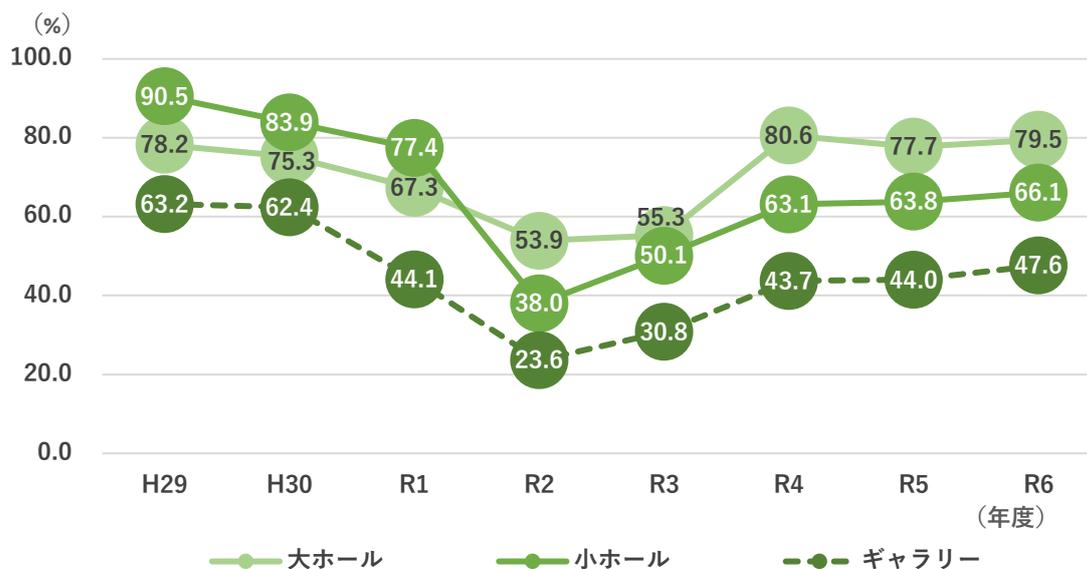
単位：人

分類	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
創造発信型事業	1,665	1,750	2,406	-	-	1,788	1,237	2,120
市民参画型事業	4,038	1,311	666	-	-	1,839	1,097	1,914
教室運営型事業	11,880	10,712	9,736	-	-	9,762	10,139	11,236
芸術育成型事業	379	320	549	-	-	282	377	383
芸術文化普及型事業	15,420	18,109	14,186	-	-	11,108	12,190	13,902
アウトリーチ事業	2,579	2,629	2,932	-	-	780	1,403	2,063
芸術文化活動 活性化支援事業	12,368	11,317	9,717	-	-	7,049	7,576	6,936
合計	48,329	46,148	40,192	-	-	32,608	34,019	38,554

資料：公益財団法人河内長野市文化振興財団「事業実施報告書」（平成 29 年度～令和 6 年度）

大ホール、小ホール、ギャラリーの施設利用状況についてみると、コロナ禍の令和 2 年度～令和 3 年度に減少した利用率は、徐々にコロナ禍以前の水準に回復しており、大ホールはコロナ禍を除いて、7 割以上の利用率を維持しています。

■施設利用状況（利用率）



資料：公益財団法人河内長野市文化振興財団「事業実施報告書」（平成 29 年度～令和 6 年度）

2. 第2期計画期間に実施した主な文化事業

子どもの頃から文化芸術に親しめる多様な機会を創出した他、若手芸術家の育成に取り組み、日本遺産認定をはじめ、文化を通じた広域連携、観光など他分野との連携が進みました。

(1) 市民が主役となる感動の場・創造の場づくり

ラブリーホールにおいて、「本物」の文化に触れられる機会を提供し、市民の文化的な環境への満足度の向上と文化活動の活性化を図りました。また、市民自ら実際に舞台に立つこと、または企画運営に参加することで、感動の場・創造の場づくりに取り組みました。

実施例

- ・世界民族音楽祭や奥河内音絵巻
- ・河内長野ラブリーホール合唱団演奏会
- ・ラブリーハロウィーン in かわちながの
- ・文化祭や公民館での活動発表会
- ・キックスでの青少年音楽フェスティバル



(2) 人と文化、ひとと人をつなぐ人材づくり

文化の担い手づくりに民間の活力を取り入れ、団体との連携や他分野との結びつきを強化しました。また、次代を担う地域の若手アーティストの育成に取り組みました。

実施例

- ・ミュージカルスクール
- ・のこぎり音楽教室、伝統音楽教室、フィドル教室
- ・新人演奏会
- ・かわちながのボランティア・市民活動センターにおける人材マッチング
- ・ロビーコンサートシリーズ、カフェ・コンチェルトシリーズ



(3) 人の循環を深め、心豊かになる環境づくり

教育・福祉・観光など、多様な分野での連携を強め、地域課題の解決や地域振興に、文化の力を活かしました。また、子どもの頃から文化芸術に触れる機会を提供するなど、文化活動を通じて、人々が心の豊かさを実感できる環境づくりに取り組みました。

実施例

- ・学校や福祉施設へのアウトリーチ事業
- ・夏休み子ども体験教室
- ・子どもたちが英語に親しむ機会の提供（えいご村）
- ・ふるさと学
- ・地産地消イベント（奥河内フルーツラリー等）



(4) 感動と循環が生み出す魅力の発信

「知るから参加へ」を促す情報発信や、市民が文化活動に参加するきっかけの多様化を図りました。また、観光など来訪者を対象にした情報発信の充実を図りました。

実施例

- ・ラブラリーホール公式 SNS での情報発信
- ・リハーサルや事業制作段階でのタイムリーで細かな情報発信
- ・観光デジタルマップの作成
- ・にぎわいプラ座の運営や河内長野駅前での空地活用
- ・市内の歴史文化遺産をテーマとした展示・文化財特別公開等
- ・市の郷土資料である古文書を題材にした講座
- ・市内外への魅力発信



4. 河内長野市の文化に関する課題

市民アンケート調査結果の内容を中心に、社会動向などを踏まえて第3期計画策定における主な課題を掲載します。調査結果の詳細は Chapter 6 資料編を参照。

課題1 日常の中で文化活動に親しめる環境づくりの変化

- 文化振興を進めるにあたって、行政機関に求める役割は、「気軽に文化芸術に触れられる機会の充実」が最も高く半数を占めていることもあり、無関心層や、時間的な制約から文化芸術に触れる機会がない人が文化芸術に興味を持つきっかけとして、街なかや地域の身近な場所で文化芸術を目にする機会をつくることが考えられます。

課題2 市民主体の文化芸術活動の促進と継承

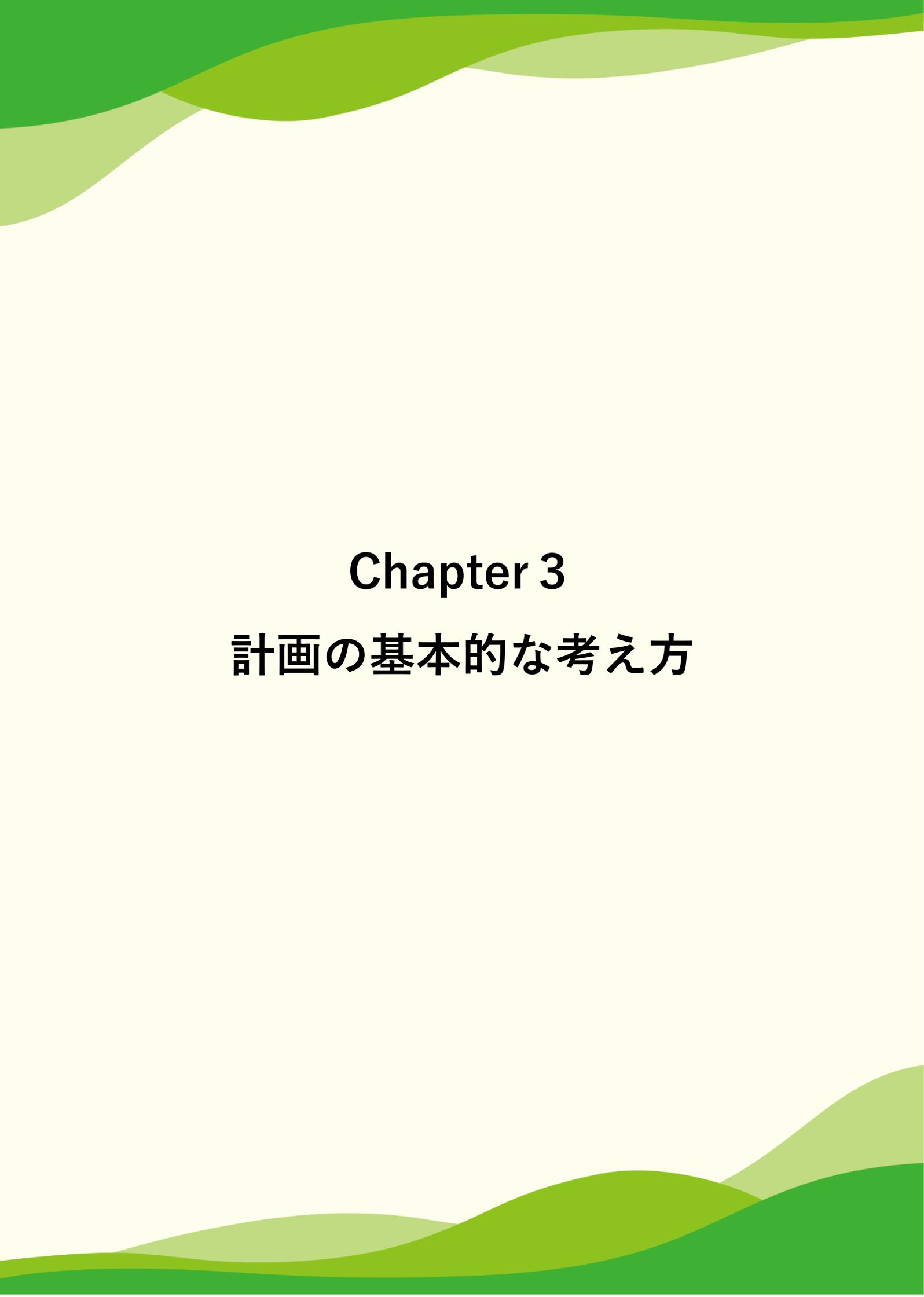
- 70歳未満は「活動する時間がとれない」が4～5割を占め、文化芸術に親しむ機会が減少している市民が少なくありません。また、障害者文化芸術推進法の施行をはじめ、文化的な背景や経済的な状況、障がいの有無や国籍などによらず、文化振興に親しむ機会が開かれ、あらゆる市民が創造の担い手となることが期待されています。市民が文化芸術に関心を持ち、親しむことができる機会や、創造・発表などの文化芸術にかかる活動に参加できる機会の充実が必要です。
- 市の文化事業は、平成28年度と令和6年度を比較すると認知度は向上していません。興味を持っていても、情報にアクセスできていない層がいる可能性もあることから、多様な広報手段で認知を得ることが必要です。

課題3 文化芸術と多様な分野の連携

- 地域のつながりの希薄化がまちづくりの課題となる中、文化活動を通して地域のコミュニケーションを促進することが重要です。
- 文化観光の推進や、大阪・関西万博の開催など社会的な背景もあり、「文化」と「観光」の連携に興味や関心を持つ意見が多く寄せられています。伝統文化や歴史的資源のみならず、自然や食、産業など本市の持つ観光資源を活用した文化芸術を発信することにより、河内長野市独自の文化に誇りを持つ市民を増やし、地域の活性化につなげていくことが重要です。

課題4 子どもたちの文化芸術活動の拡充

- 文化振興を進めるにあたって、行政機関に求める役割は、「子どもが日常的に文化体験できる環境の整備」が2番目に高くなっています。また、文化事業に関する自由回答では、子育て世代や若者を対象とした取り組みに関するご意見が多く、市民の関心の高さがうかがえます。
- 幼い頃の文化芸術の経験は、おとなになっても創造的な活動をしたい、自分の子どもにも多様な文化経験をさせたいという思いにつながり、文化に親しむ市民を増やすことにつながります。幼児期から文化芸術に親しむことのできる環境をつくり、本市で育つ子どもたちの豊かな感性を養い、想像力やコミュニケーション能力を育てていくため、引き続きアウトリーチ事業や多様な体験機会の拡充を図ることが重要です。



Chapter 3

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本市では、名所・旧跡や自然、祭り・伝統芸能などの地域資源が豊富にあり、それらを背景とした特徴的な文化事業やそれを担う人材などの基盤も充実しています。

一方で、全国と同様に人口減少・少子高齢化が進行し、人口の大幅な流出が続いた時期がありましたが、近年は社会減が縮小傾向にあり、人口のバランスが変わりはじめるターニングポイントを迎えています。

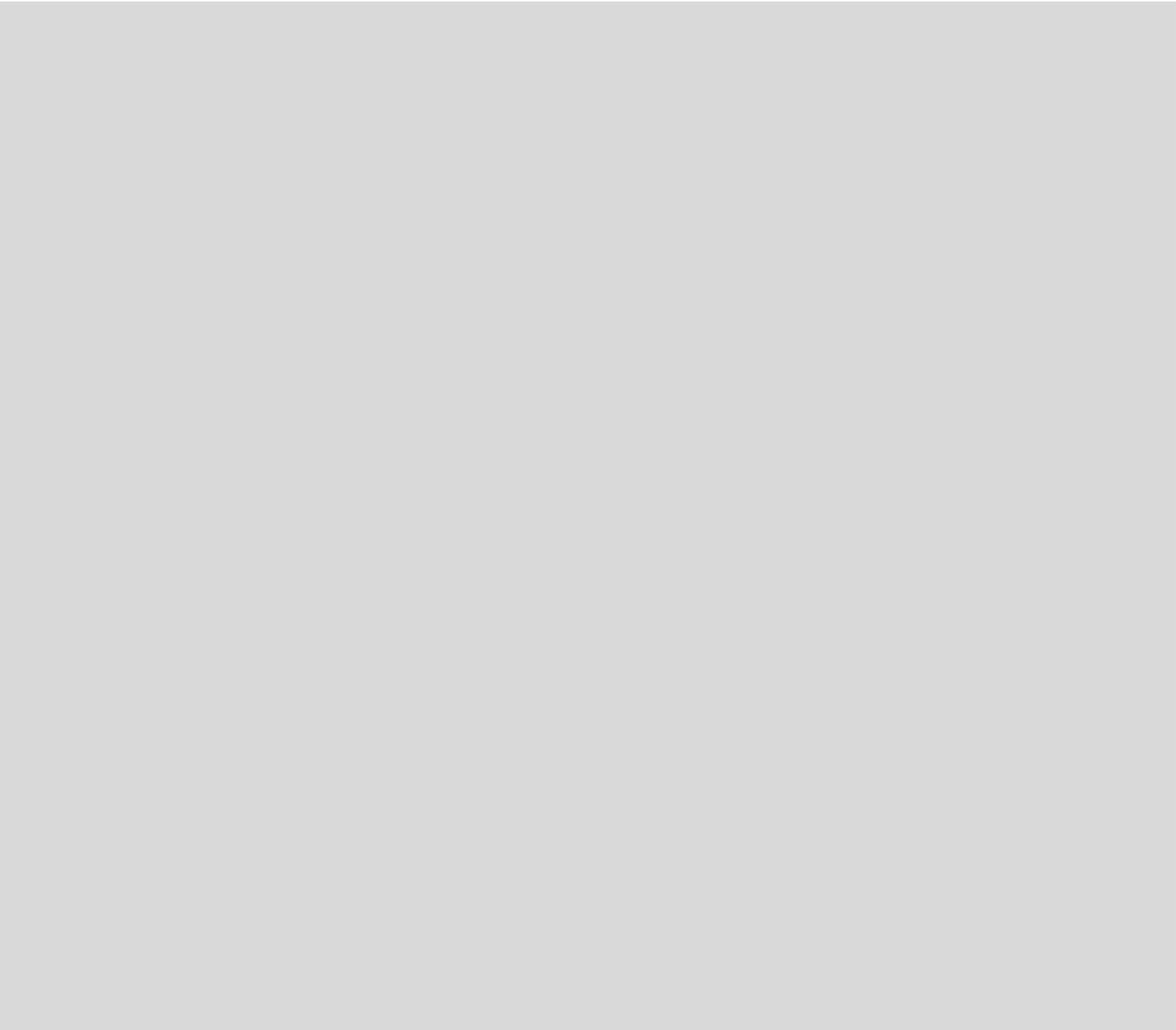
これらを踏まえ、第3期計画では、第2期計画で掲げた基本理念を継承し、豊かな地域資源、文化の担い手となる市民、文化芸術団体や NPO、文化と触れ合う場となる文化施設などの循環を高め、文化振興を図ることで、市民が心豊かに暮らすまちを目指します。

基本理念

市民が文化を身近に感じ、いきいきと心豊かに暮らすまち

～ひとと人がめぐりあい、感動と活力を生む河内長野型文化事業の創出～

背景に基本理念を表すメインビジュアルのイラストを見開き（A4判1カット×2）で掲載します。



2. 文化振興の目標

基本理念に基づき、「ひとと人がめぐりあい、感動と活力を生む河内長野型文化事業の創出」を実現するため、第2期計画では、「市民がつながり地域が輝く」及び「地域がつながりまちが輝く」の2つを目標として掲げ、市民のつながりが広がり、感動が循環し、活力があふれ、まち全体が魅力的に輝く姿を目指しました。

そこで、第3期計画では、第2期計画の目標を踏襲し、さらに成長させるとともに、新たに策定された「河内長野市第6次総合計画」の理念をふまえ、特に「No.17 “推し”と出会えて、育てるうれしさ。」との整合を図るという観点を加えて、以下の2つを目標に定めます。

目標1 文化を市民の誇りに

第1の目標は、文化を通じた市民のシビックプライドの醸成を図ることです。文化振興の主役である市民ひとり一人が文化に親しみ、“推し”と出会える場を作ります。文化を身近に感じ、感動を循環させることで、より心豊かに生活できるようにします。そして、市民が自分の暮らすまちに誇りを持って語れるようにします。

目標2 文化をまちのにぎわいに

第2の目標は、文化をまちのにぎわいへつなげることです。福祉、教育、観光産業、地域経済といった様々な場面に文化が貢献し、市民の文化活動がまちの原動力となることで、まち全体に活力があふれ、ワクワクするつながりがあふれるまちの実現を目指します。

【資料】河内長野市第6次総合計画基本構想（一部抜粋）

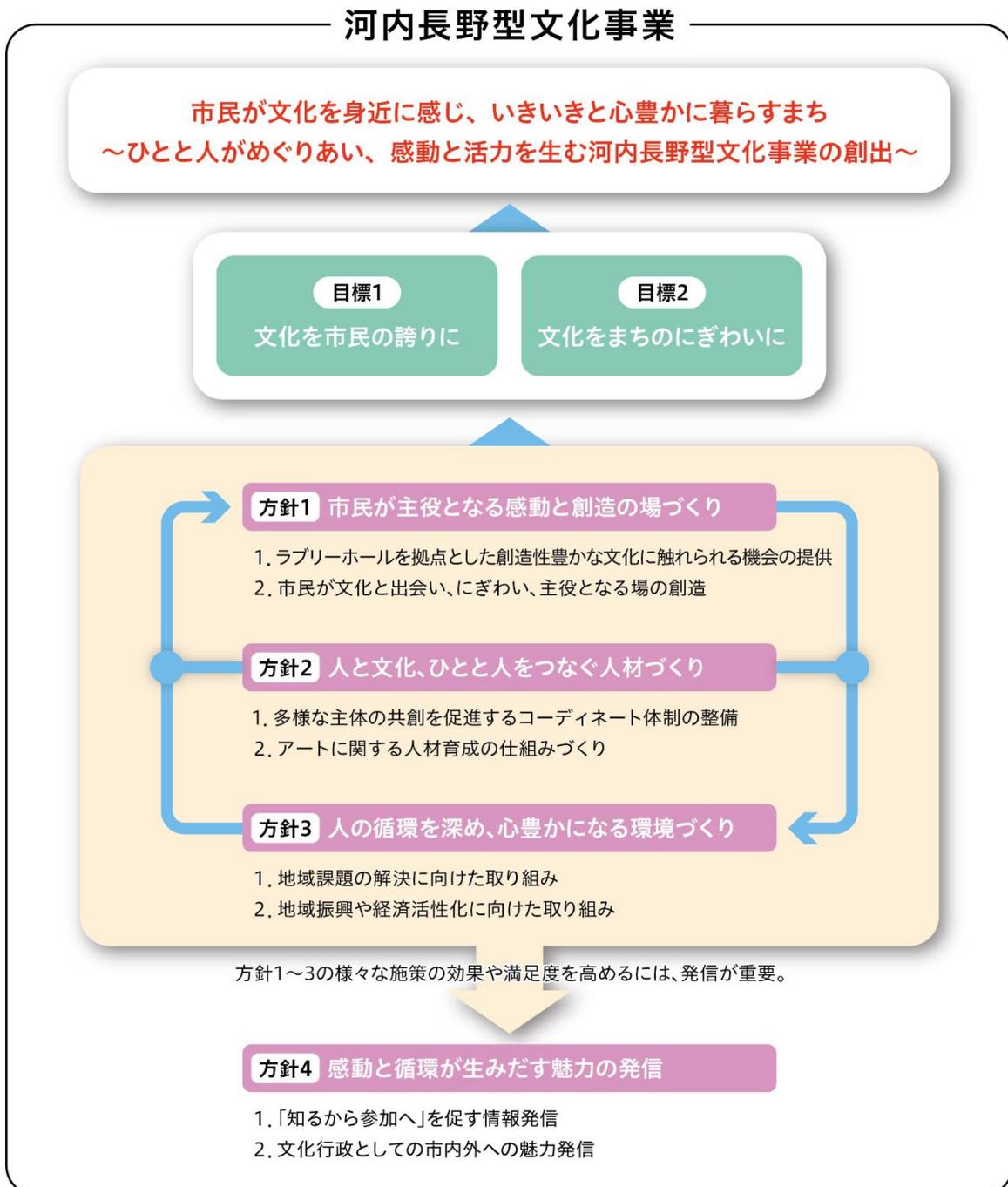
“推し”と出会えて、育てるうれしさ。

地域に息づく歴史や文化財、お祭り、よく行くお店や公園、河内長野を拠点にするスポーツチームやアーティスト、企業やボランティア団体……、一人ひとりが自分の“推し”と出会えて、ただ遠くから見守るだけでなく近くで応援できるような、ワクワクするつながりがまちにあふれています。

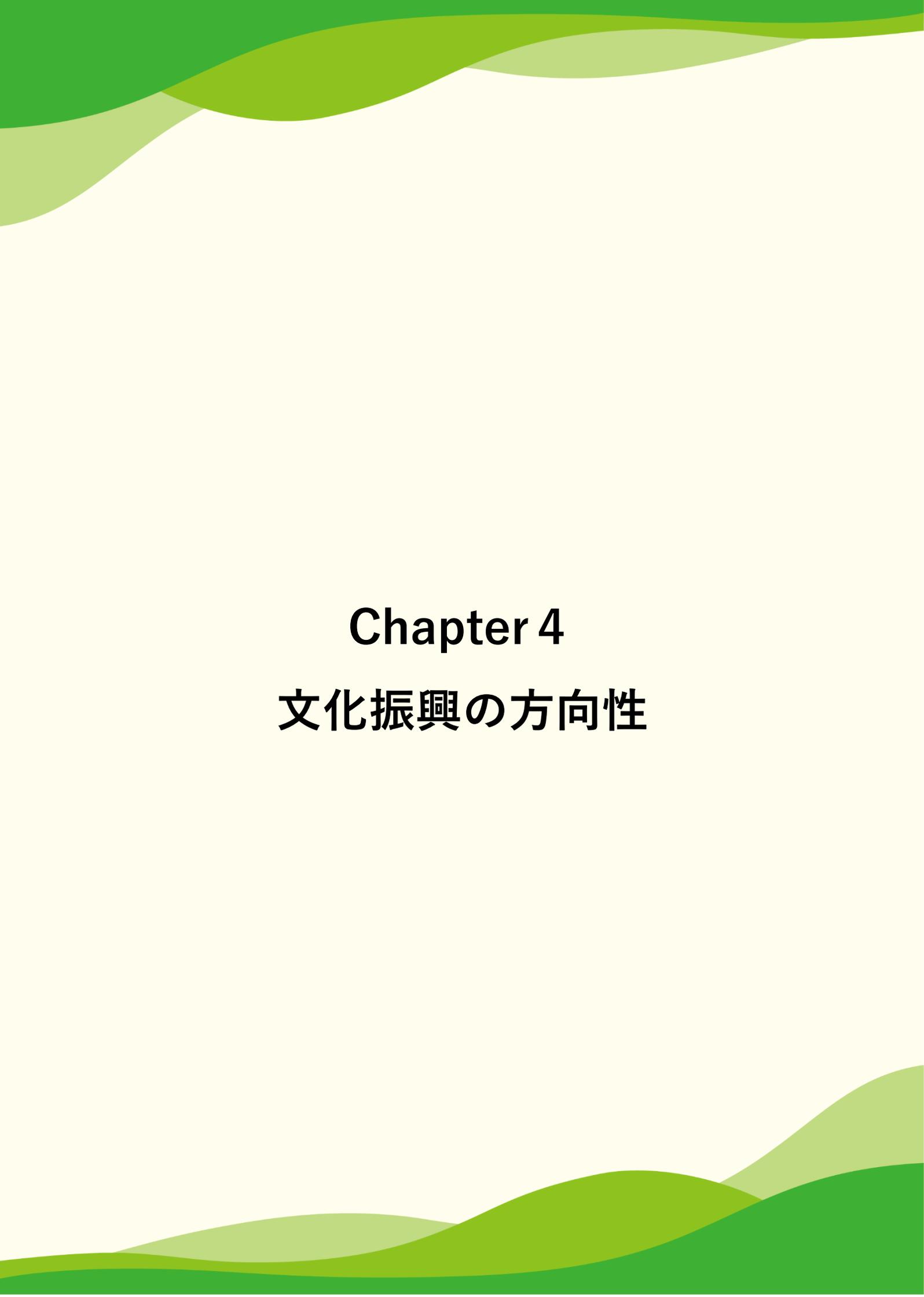
3. 施策の体系

第2期計画から引き継いだ基本理念と2つの目標をふまえ、以下の4つの方針及び施策の体系を定めるとともに、それぞれを関係させた「河内長野型文化事業」に取り組みます。

- 方針① 市民が主役となる感動と創造の場づくり
- 方針② 人と文化、ひとと人をつなぐ人材づくり
- 方針③ 人の循環を深め、心豊かになる環境づくり
- 方針④ 感動と循環が生みだす魅力の発信







Chapter 4

文化振興の方向性

方針 1. 市民が主役となる感動と創造の場づくり

文化振興の拠点であるラブリーホールで、創造性豊かな文化に触れられる機会を提供することにより、市民の文化的な環境への満足度の向上とシビックプライドの醸成を図ります。

また、変化する社会ニーズや多世代に対応した感動と創造の場づくりに取り組み、市民が主体的に文化活動に参加し、楽しみながら、創造的な力を発揮することを促します。

1. ラブリーホールを拠点とした創造性豊かな文化に触れられる機会の提供

- ①優れた舞台芸術作品を創造し発信する文化事業の実施
- ②多彩な芸術に出会える鑑賞機会の提供
- ③学校・福祉施設等へ出向き演奏を行うアウトリーチの実施

2. 市民が文化と出会い、にぎわい、主役となる場の創造

- ①市民が参画し主役となって創造する文化事業の実施
- ②ラブリーホールの機能・サービスの充実による多くの人に利用される館づくり
- ③多様な文化芸術体験ができる講座や教室等の実施
- ④学習成果を披露する場としての文化祭や公民館での活動発表会の実施
- ⑤青少年が企画・出演する音楽イベント

方針 2. 人と文化、ひとと人をつなぐ人材づくり

文化振興の担い手は、地域社会の文化的発展を支えるだけでなく、広く社会全体における理解と共生を促進するための礎となります。そこで、次世代の担い手づくりに加えて、人と文化、ひとと人をつなぐ人材が果たす役割が重要となります。

文化振興のコーディネーターやプロデューサーは、異なる分野（福祉、教育、観光産業、地域経済など）のほか多様なバックグラウンドを持つ人々の連携を深め、共創することにより、新しい価値を生み出し、文化活動の醸成を図ります。

1. 多様な主体の共創を促進するコーディネート体制の整備

- ①行政内部、市内施設の連携を促進するコーディネーター機能の充実
- ②文化に関わる人材・団体の交流促進や連携、専門技術や知識の活用
- ③市民団体やアーティスト等の多様な人材をつなげるプラットフォームづくり
- ④文化事業に対する助成金や寄附金の獲得

2. アートに関する人材育成の仕組みづくり

- ①異なる分野をつなぐコーディネーターやプロデューサーの育成
- ②地域の芸術家を発掘し育成する取り組み
- ③アートに関する人材育成につながる講座や教室等の実施
- ④文化活動で顕著な成果を収めた人や団体に対する表彰

方針3. 人の循環を深め、心豊かになる環境づくり

文化振興以外の分野（福祉、教育、観光産業、地域経済など）の推進や地域課題の解決に、文化振興が果たす役割は大きいといえます。

そこで、自然環境や歴史文化遺産を文化活動の場として活用することで、地域ににぎわいを生み、まちの持続可能な発展につなげます。また、市民の文化活動を地域社会に活かし、まち全体に活力があふれ、ワクワクするつながりがあふれるまちの実現を目指します。

1. 地域課題の解決に向けた取り組み

- ①子どもたちが文化芸術に触れ、豊かな心を育む機会の充実
- ②地域の状況や市民ニーズの変化を把握するフィールドワーク等の実施
- ③地域や社会の課題解決に向けて文化事業を活用する取り組み
- ④国際交流機関と連携し多文化共生に対応した文化事業の実施

2. 地域振興や経済活性化に向けた取り組み

- ①地域住民と結びつき地域ににぎわいを生む文化事業の実施
- ②まちのブランディングや移住定住促進と連携した文化事業の実施
- ③歴史文化遺産を活かした文化事業の実施
- ④地場産業の付加価値を高める取り組み
- ⑤文化資源の魅力を向上し、それらを観光資源として活用する取り組み

方針4. 感動と循環が生み出す魅力の発信

市内に息づく歴史・自然・芸術・人の営みが相互につながり合い、そこから生まれる共感や感動を市内外へ効果的により広く届けることが重要です。そこで、ターゲットに応じたアプローチの方法を工夫し、デジタル等の多様な媒体の活用やストーリー性のある情報発信に取り組みます。

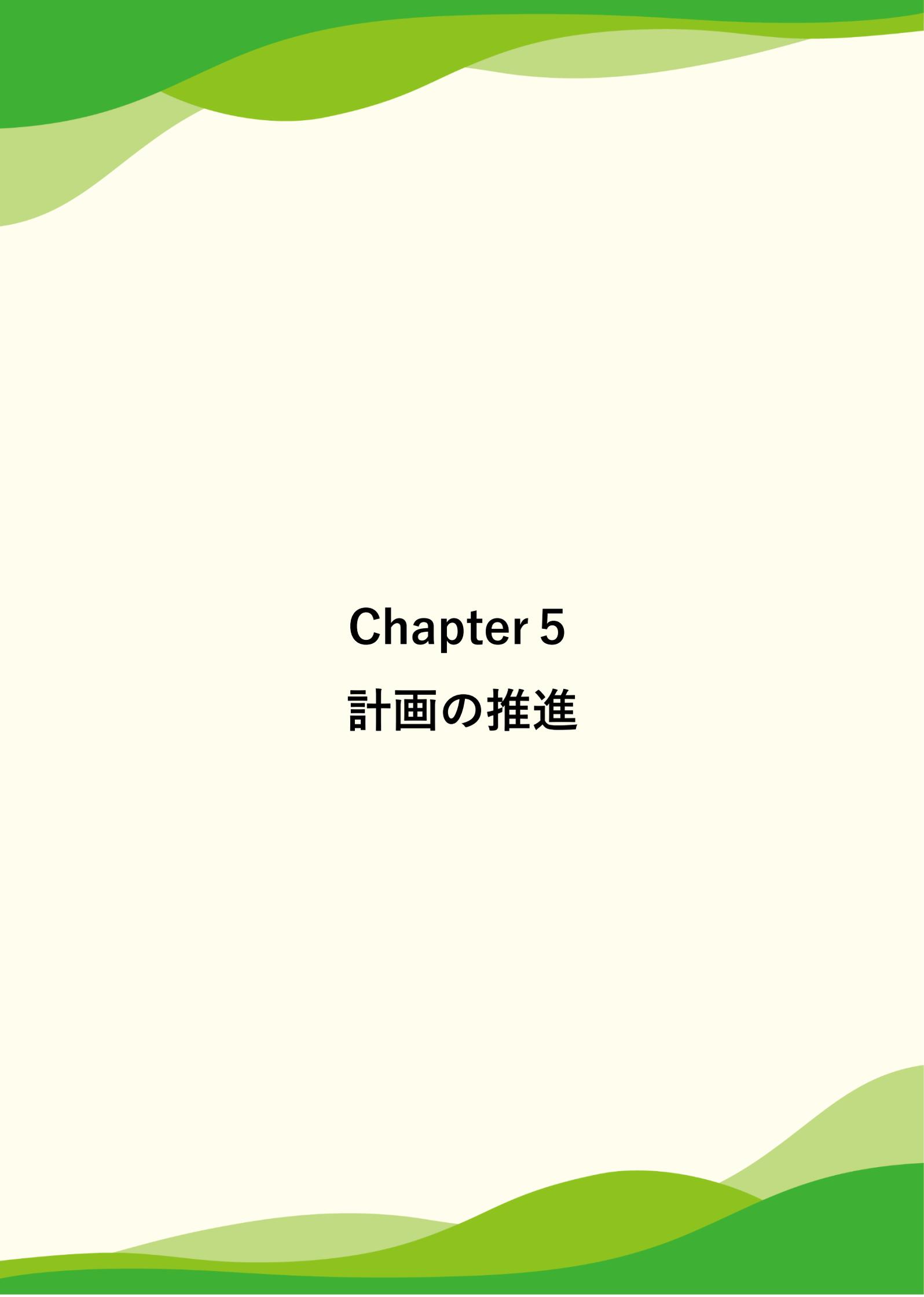
1. 「知るから参加へ」を促す情報発信

- ①動画SNSやプレスリリースなど多様な情報発信ツールの活用
- ②ファンやリピーターと協働した口コミの促進
- ③恒常的な発表の場づくり
- ④多様な主体が参加する共創参加型の場づくり

2. 文化行政としての市内外への魅力発信

- ①文化活動やラブリーホールの魅力を紹介する情報発信
- ②長期で実施している特色のある事業の継続性のある情報発信
- ③地域の伝統文化の魅力発信
- ④まちのブランディングや移住定住促進と連携した魅力発信
- ⑤文化の視点を活かした歴史資源・自然環境・地場産業の魅力発信





Chapter 5

計画の推進

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市民、アーティスト・文化芸術団体、企業、行政などの多様な主体が連携を図り、市の文化芸術を振興します。

①市民

文化を創造し、推進していく主役は、市民です。市民一人ひとりが文化芸術活動に積極的に触れ、さらに主体的に参加することにより、本市の文化が発展します。

②アーティスト、文化芸術団体等

文化芸術活動の担い手となるアーティスト、また文化芸術団体やアートNPO等は、地域の団体や企業とも連携し、地域から多様な文化芸術を創造します。

③文化担当課

本市の上位計画である総合計画等との整合を図りながら、教育、福祉、地域づくり、産業など様々な関係施策を含めて、市民、NPOや企業などの多様な主体との連携や協働を推進するとともに、市内の様々な文化芸術活動を支え、親しむ環境を整えます。

④文化会館（ラブリーホール）指定管理者

文化会館（ラブリーホール）の指定管理者は、文化振興に関する専門性や継続性を活かし、文化事業の企画や文化活動への支援などを通して、多様な主体と協働し、文化会館そのもののにぎわいを生み出すとともに、まち全体にワクワクするつながりや活力を与えます。

⑤社会教育施設（公民館、図書館、ふるさと歴史学習館等）

図書館、博物館、公民館等の社会教育施設や、その他の生涯学習施設は、家庭や学校以外で、子どもから高齢者まで多世代が学び、楽しみ、交流する場として、関係機関とのネットワークの構築、人材育成等の役割を担います。

⑥企業

地域社会を構成する一員として、文化芸術活動への支援や、文化資源を活用した取り組みなど協力できる分野において地域の活性化に貢献します。

⑦地域づくりを担う多様なNPO等の市民団体

福祉分野をはじめ地域づくりを行う多数の市民活動団体等は、文化芸術活動を担うアーティストや文化芸術団体等からの呼びかけや交流を通じて、様々な分野におけるまちづくりに、協働で取り組みます。

⑧文化担当課以外の部署

教育、福祉、地域づくり、産業等の文化芸術分野と連携できる関係課は、本市の上位計画である総合計画等との整合を図りながら、文化芸術を活かしたまちづくりや地域課題の解決、地域の活性化に取り組みます。

2. 計画の進行管理

(1) 施策の評価及び検証

第2期計画の理念及び方針を引き継ぐことから、これまでと同様に、各施策の進捗状況、評価指標の達成状況、担当課や連携組織の所感などを毎年度調査し、評価及び検証を行います。

また、今後の社会情勢や地域課題の変化もふまえ、評価及び検証の際には、各施策の見直しを検討します。なお、計画全体については、計画期間終了時に評価を行います。

(2) 評価体制

評価及び検証については、施策をより効果的且つ効率的に推進するため、学識経験者や文化芸術活動に携わる市民等で構成する「河内長野市文化振興計画推進委員会」に、総合的な評価や意見を求めるとともに、4つの方針の実現に向けた検討を行います。

なお、「河内長野市文化振興計画推進委員会」は、文化芸術への支援にあたって、地域社会への効果や公益性を考慮し、市民や文化芸術団体と一定の距離（アームズ・レングス）を保つことで、文化芸術の自律性や創造性を確保します。

(3) 評価指標

計画の進捗状況を的確に把握するため、下記の評価指標を設定します。

なお、評価及び検証にあたっては、特に子どもや働く世代等の属性ごとに、参加状況や利用実態等を分析するとともに、文化に関する連携やコーディネート等の事例を収集し、各施策がもたらす効果や課題を多角的に検証します。

指標	現状値 令和6年度	目標値 令和17年度
ラブリーホール入場者数	120,701人	160,000人
文化振興事業のべ参加者数（観客を除く）	11,822人	24,000人
文化芸術活動の満足度	3.1点※	3.7点

※令和7年度の数値



Chapter 6

資料編

1. 市民アンケート調査結果

1. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「河内長野市第3期文化振興計画」の策定のための基礎調査としてこれからの本市の文化芸術の振興に向け、市民の皆様の意見や考えを反映させ、取り組みのさらなる充実を図ることを目的として実施しました。

(2) 調査の概要

調査対象者		
満16歳以上の市民2,000人を無作為に抽出		
調査期間		
令和6年12月19日(木)～令和7年1月15日(水)		
調査方法		
郵送配布・郵送回収による本人記入方式及びWEBフォームからの本人回答方式		
配付数	回収数	回収率
2,000件	郵送：306件 WEB回答：134件 計：440件	22.0%

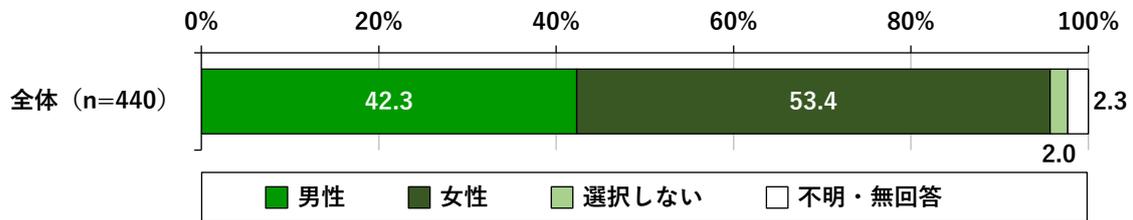
(3) 調査結果の見方

- 主な調査結果を抜粋して掲載しています。
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- 前回調査との比較については、有意な差が見られない結果（おおむね8ポイント以下）や、選択肢等を大きく変更し、比較が困難な結果については、掲載を省略しています。

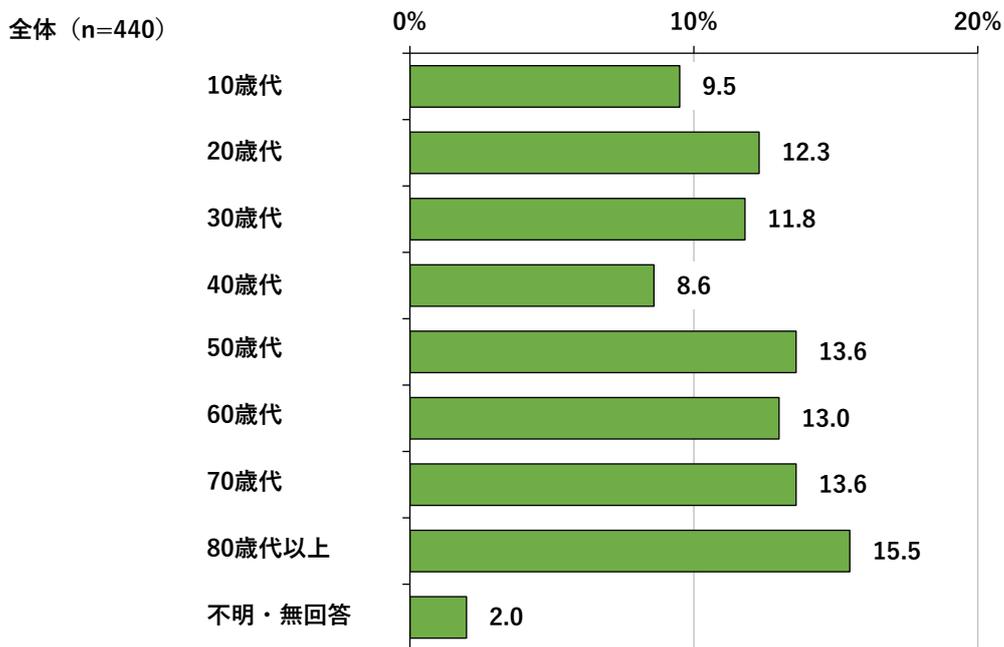
2. 調査結果

回答者の属性について

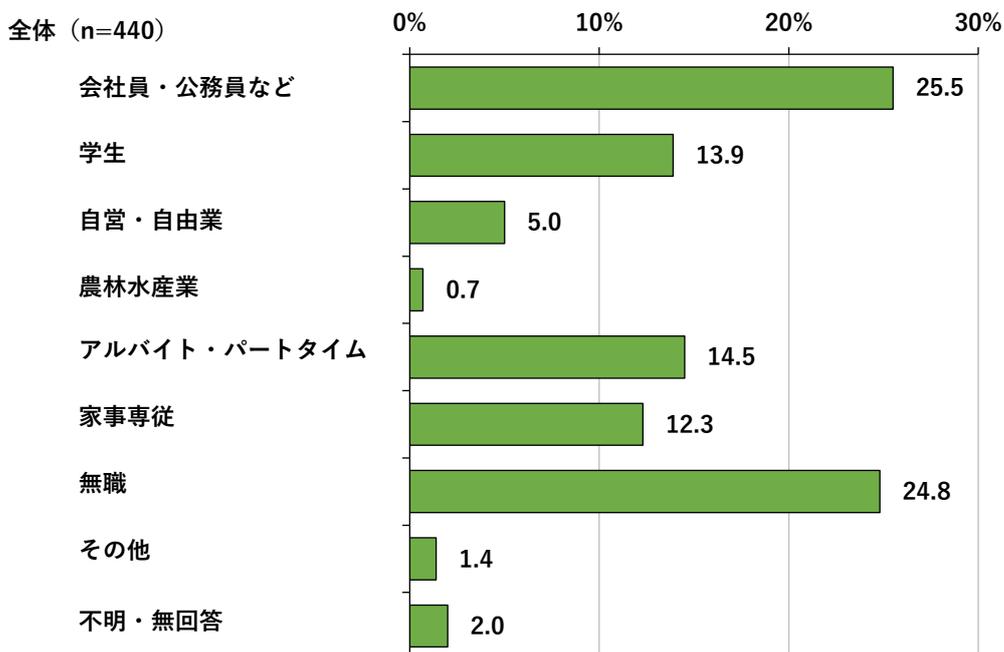
◆性別



◆年齢

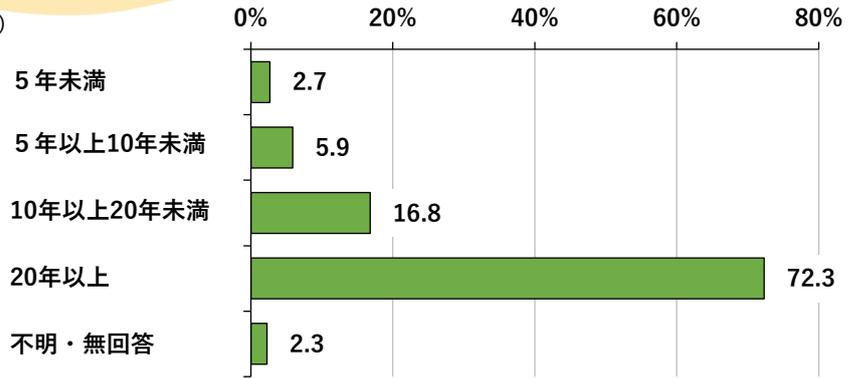


◆職業

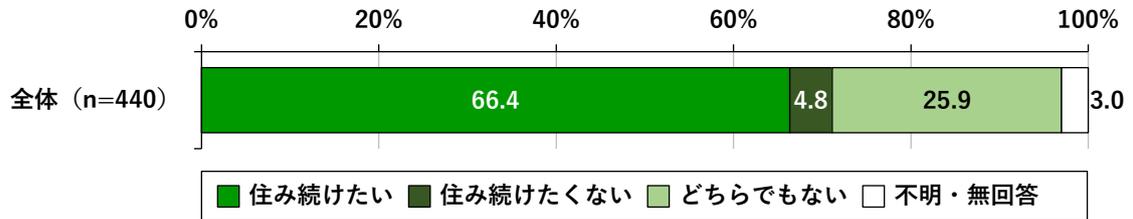


◆河内長野市居住年数

全体 (n=440)



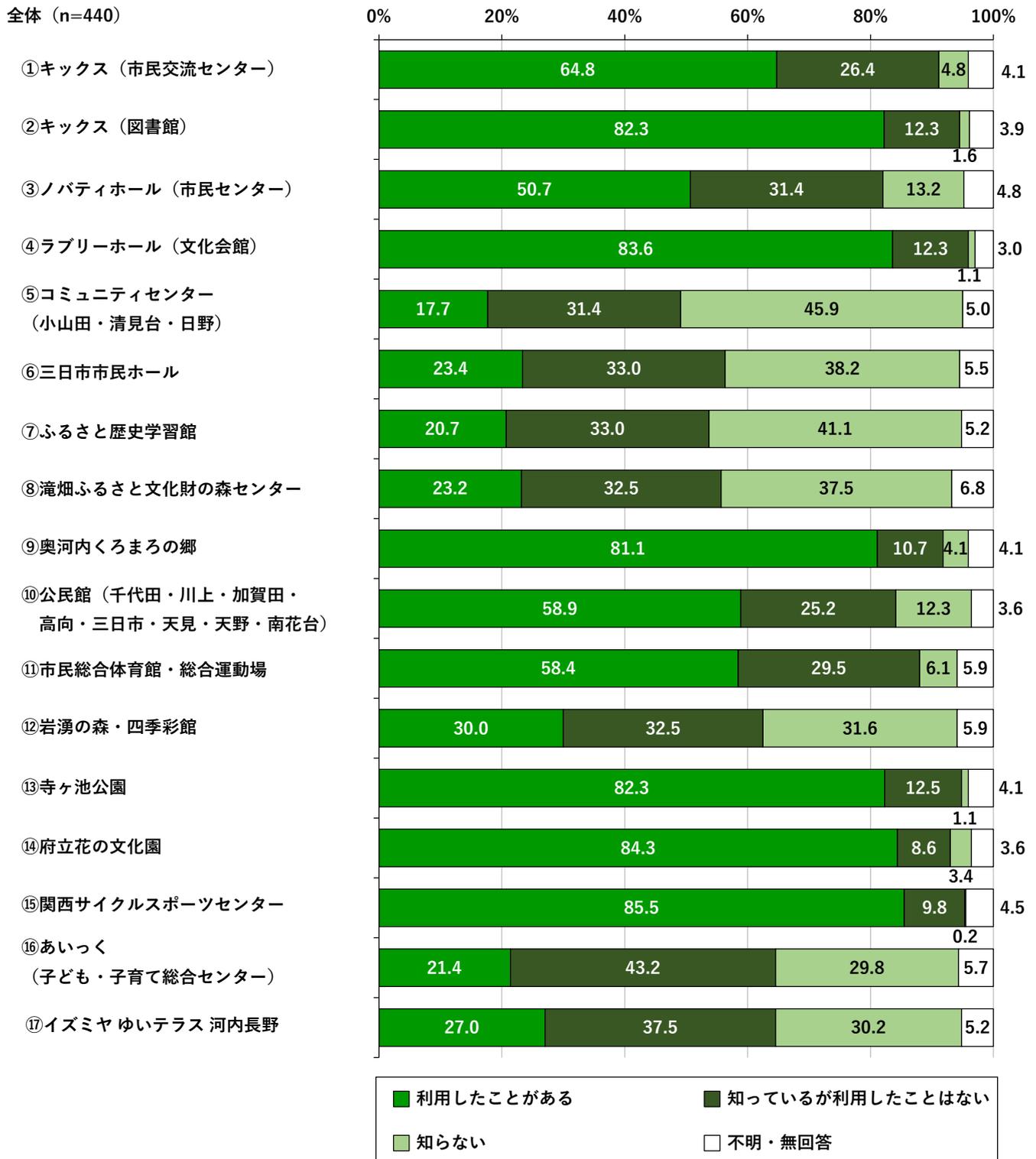
◆河内長野市定住意向



①河内長野市の文化に関する取組について

問1 河内長野市の文化施設について、ご存知ですか。また、利用したことはありますか。(単数回答)

河内長野市の文化施設の認知度についてみると、②キックス(図書館)、④ラプリーホール(文化会館)⑨奥河内くろまろの郷、⑬寺ヶ池公園、⑭府立花の文化園、⑮関西サイクルスポーツセンターは、「利用したことがある」が8割を超えています。⑤コミュニティセンター(小山田・清見台・日野)、⑥三日市市民ホール、⑦ふるさと歴史学習館、⑧滝畑ふるさと文化財の森センターは、「知らない」が最も高く、3割台後半を超えています。

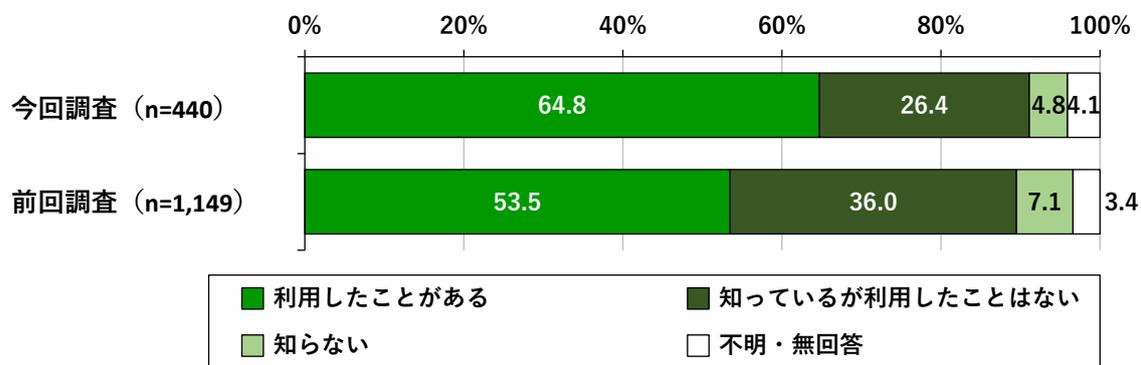


問1 前回調査との比較

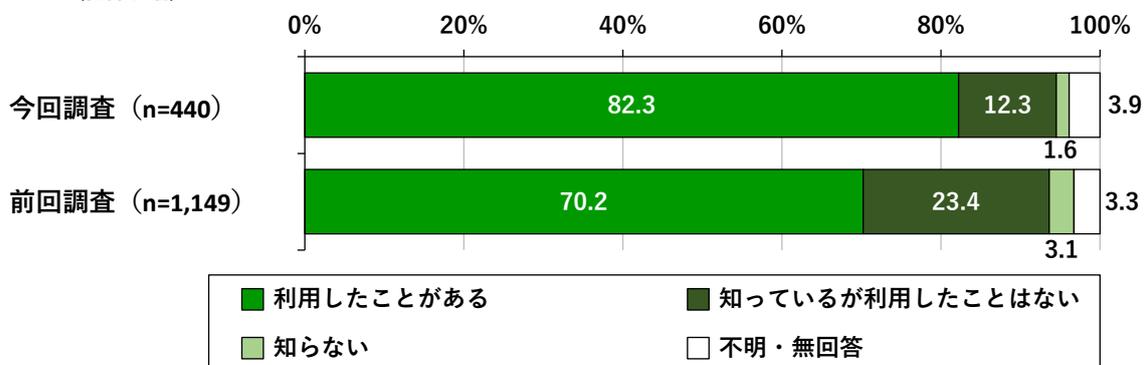
河内長野市の文化施設の認知度について前回調査と比較すると、①キックス（市民交流センター）、②キックス（図書館）、⑥三日市市民ホール、⑨奥河内くろまろの郷、⑬寺ヶ池公園、⑮関西サイクルスポーツセンター、⑯あいっく（子ども・子育て総合センター）は、「利用したことがある」が9ポイント以上増加しています。また、⑦ふるさと歴史学習館⑧滝畑ふるさと文化財の森センター⑨奥河内くろまろの郷⑯あいっく（子ども・子育て総合センター）は、「知らない」が9ポイント以上減少しています。

特に、⑨奥河内くろまろの郷は、「利用したことがある」が61.6ポイント、「知っているが利用したことはない」が40.8ポイント増加し、「知らない」は24.3ポイント減少しています。

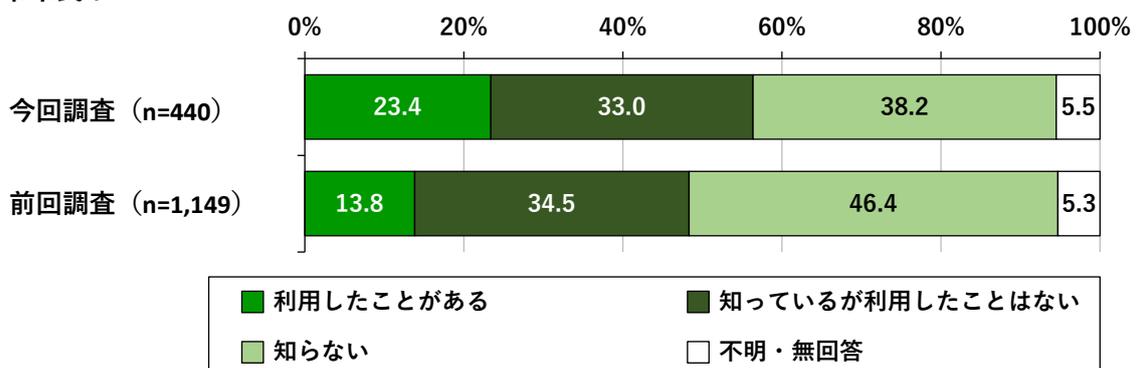
①キックス（市民交流センター）



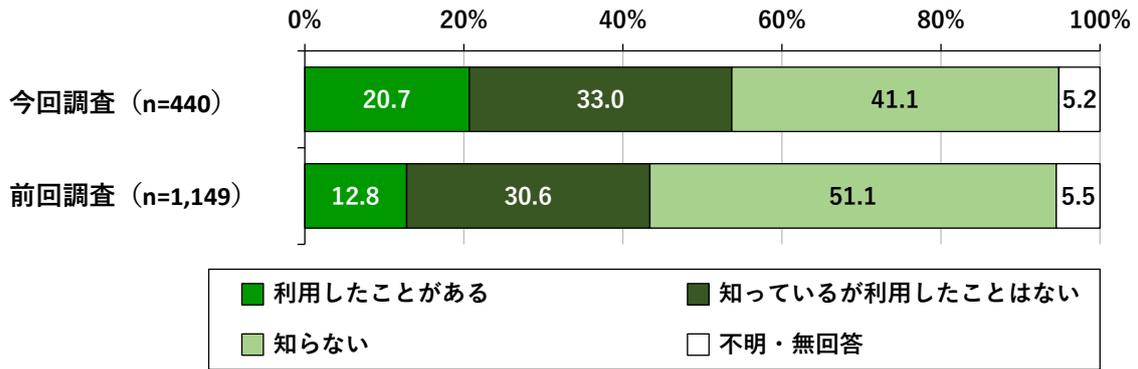
②キックス（図書館）



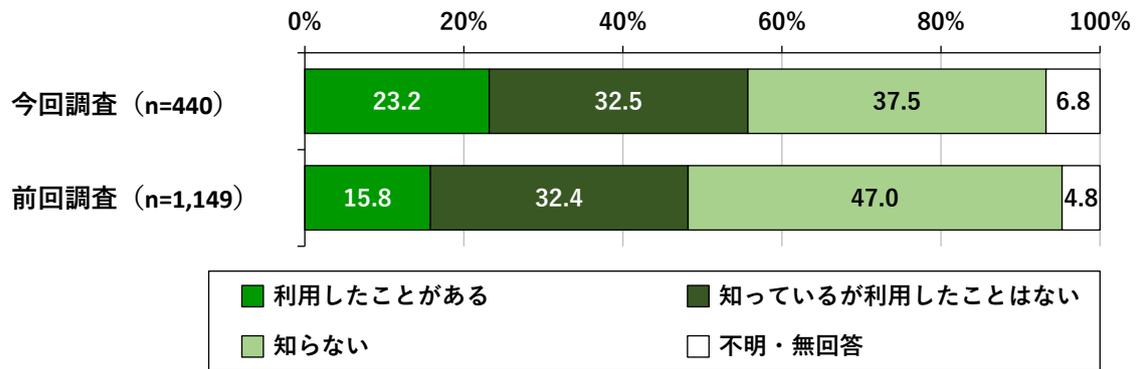
⑥三日市市民ホール



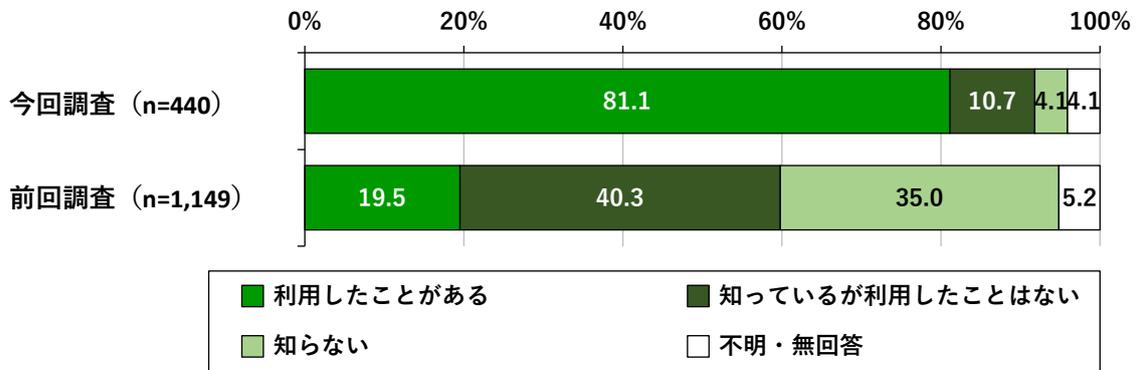
⑦ふるさと歴史学習館



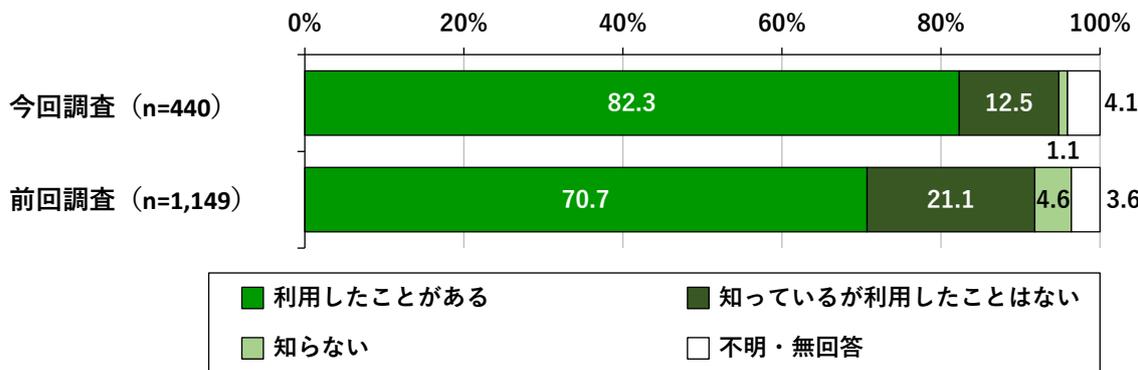
⑧滝畑ふるさと文化財の森センター



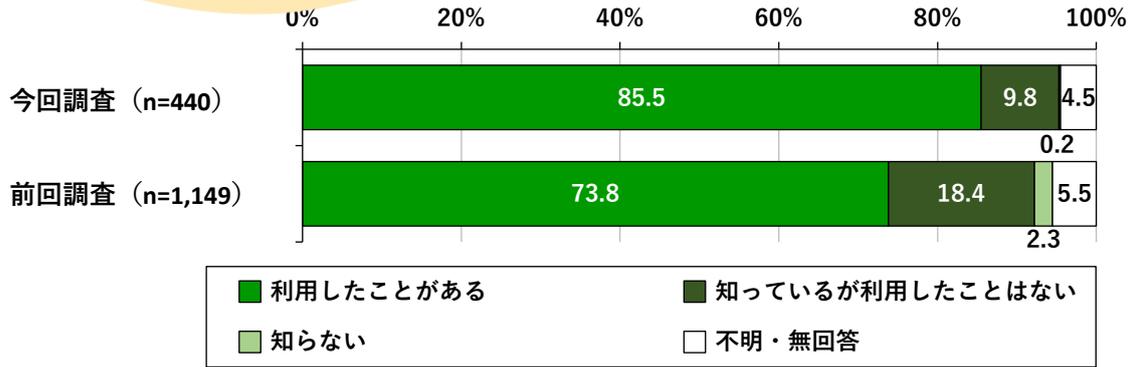
⑨奥河内くろまろの郷



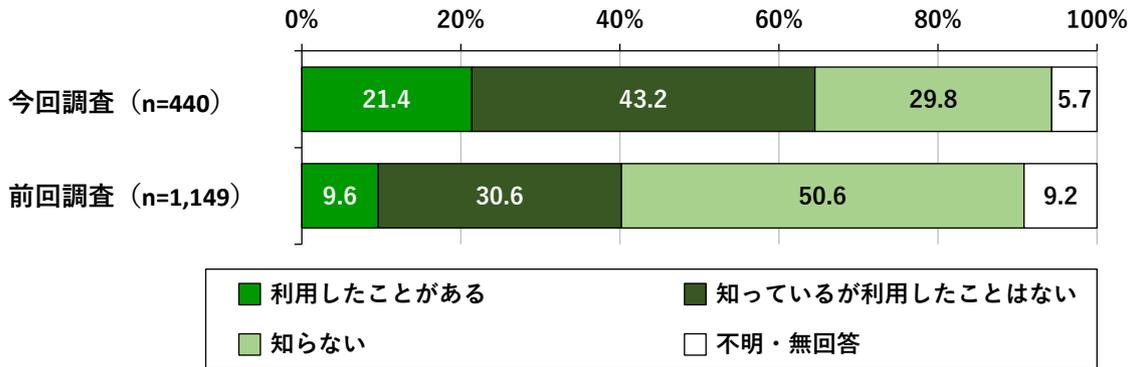
⑬寺ヶ池公園



⑮ 関西サイクルスポーツセンター



⑯ あいっく (子ども・子育て総合センター)

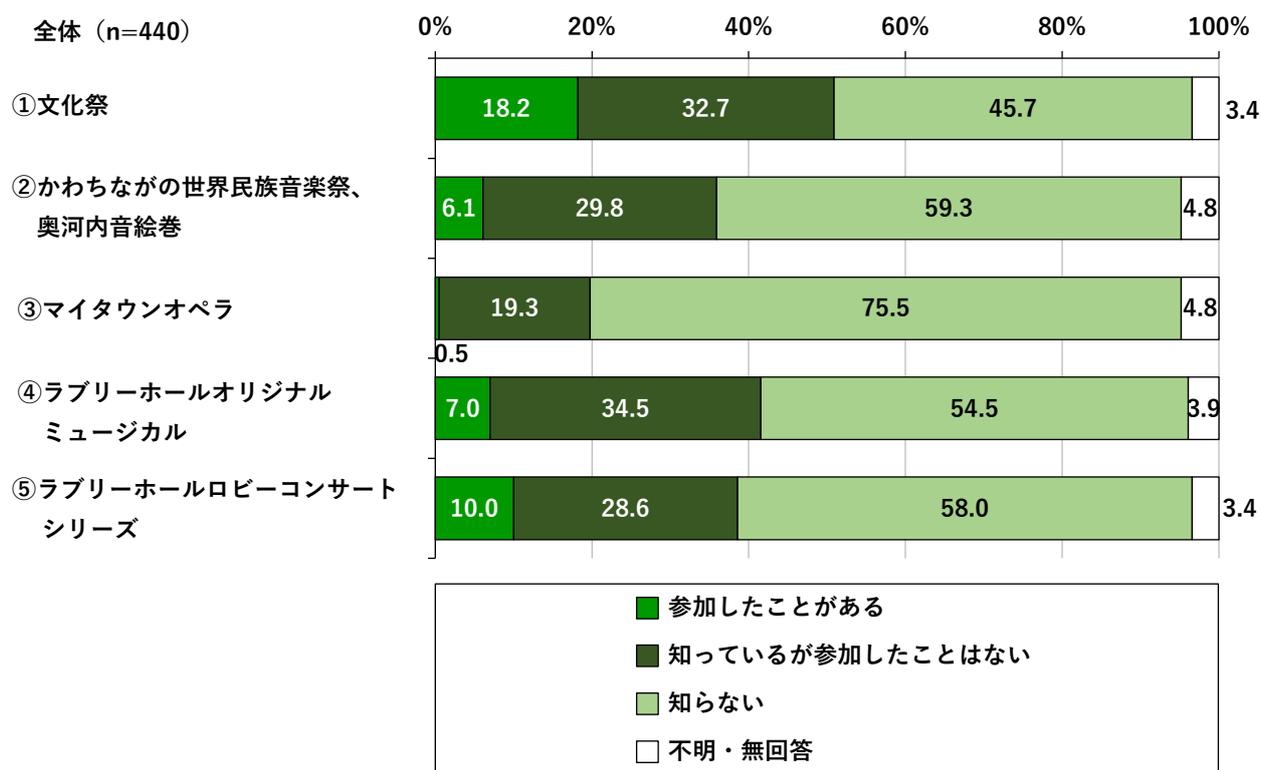


問2 河内長野市の文化事業について、ご存知ですか。また、参加したことはありますか。

(単数回答)

河内長野市の文化事業の認知度についてみると、①文化祭では、「参加したことがある」が18.2%となっており、他の事業と比べ高くなっています。『知っている（「参加したことがある」「知っているが参加したことはない」の計）』の割合を比較すると、①文化祭は50.9%、④ラブリーホールオリジナルミュージカルは41.5%、⑤ラブリーホールロビーコンサートシリーズは38.6%となっています。

年代別にみるといずれの事業も、〔16～29歳〕と〔30～49歳〕では、〔50歳以上〕と比較して「知らない」の割合が高く、約6割～約9割となっています。



◆年代別

(単位：%)

	①文化祭			②かわちながの世界民族音楽祭、奥河内音絵巻			③マイタウンオペラ		
	知っている	知らない	不明・無回答	知っている	知らない	不明・無回答	知っている	知らない	不明・無回答
全体 (n=440)	50.9	45.7	3.4	35.9	59.3	4.8	19.8	75.5	4.8
16～29歳 (n=96)	33.3	64.6	2.1	20.8	77.1	2.1	7.3	90.6	2.1
30～49歳 (n=90)	37.7	62.2	0.0	31.2	68.9	0.0	15.6	84.4	0.0
50～69歳 (n=117)	55.6	39.3	5.1	47.0	48.7	4.3	26.5	69.2	4.3
70歳以上 (n=128)	68.8	25.8	5.5	41.4	48.4	10.2	26.6	62.5	10.9

	④ラプリーホールオリジナルミュージカル			⑤ラプリーホールロビーコンサートシリーズ		
	知っている	知らない	不明・無回答	知っている	知らない	不明・無回答
全体 (n=440)	41.5	54.5	3.9	38.6	58.0	3.4
16～29歳 (n=96)	37.5	59.4	3.1	20.9	77.1	2.1
30～49歳 (n=90)	34.5	65.6	0.0	28.8	71.1	0.0
50～69歳 (n=117)	46.1	49.6	4.3	46.2	49.6	4.3
70歳以上 (n=128)	46.8	46.1	7.0	52.4	41.4	6.3

※『知っている』は「参加したことがある」「知っているが参加したことはない」の計

②河内長野市での文化的な活動について

問3 河内長野市全体の文化的な環境について、あなたはどのくらい満足していますか。

(単数回答)

河内長野市全体の文化的な環境の満足度についてみると、①文化芸術の鑑賞や文化活動をする機会では、「普通」が55.5%、『満足（「とても満足」「まあ満足」の計）』が28.4%、『不満（「やや不満」「とても不満」の計）』が13.2%となっています。

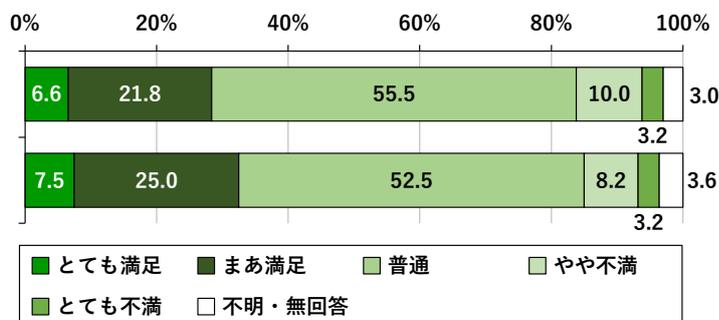
②文化財・伝統的まちなみの保存・整備や地域文化の伝承などの文化的な環境では、「普通」が52.5%、『満足』が32.5%となっています。『不満』が11.4%となっています。

①文化芸術の鑑賞や文化活動をする機会について、文化芸術の鑑賞頻度別にみると、〔年1回以上〕では、『満足』が41.8%、『不満』が14.1%となっており、〔ほとんど行かない〕と比較して、『満足』の割合が高くなっています。

②文化財・伝統的まちなみの保存・整備や地域文化の伝承などの文化的な環境について、年代別にみると、〔16～29歳〕では『満足』が46.9%と、他の年代と比較して高くなっています。

全体 (n=440)

- ①文化芸術（コンサートや演劇、展覧会等）の鑑賞や文化活動（お稽古ごと、習い事、各種教室、地域の活動等）をする機会
- ②文化財・伝統的まちなみの保存・整備や地域文化の伝承などの文化的な環境



◆【①文化芸術の鑑賞や文化活動をする機会】文化芸術の鑑賞頻度別

(単位：%)

	満 と 足 も	満 ま 足 あ	普 通	不 や 満 や	不 と 満 も	無 不 回 明 答 ・
全体 (n=440)	6.6	21.8	55.5	10.0	3.2	3.0
ほとんどいかない (n=216)	5.1	10.2	69.0	10.2	2.3	3.2
年に1回以上 (n=220)	8.2	33.6	42.7	10.0	4.1	1.4

◆【②文化財・伝統的まちなみの保存・整備や地域文化の伝承などの文化的な環境】年代別

(単位：%)

	満 と 足 も	満 ま 足 あ	普 通	不 や 満 や	不 と 満 も	無 不 回 明 答 ・
全体 (n=440)	7.5	25.0	52.5	8.2	3.2	3.6
16～29歳 (n=96)	21.9	25.0	41.7	6.3	3.1	2.1
30～49歳 (n=90)	4.4	23.3	60.0	8.9	2.2	1.1
50～69歳 (n=117)	1.7	23.9	56.4	9.4	6.0	2.6
70歳以上 (n=128)	3.9	28.1	50.8	8.6	1.6	7.0

問4 問3の回答の理由をご記入ください。(自由回答)

◆【①文化芸術】【②文化財・伝統的まちなみの保存・整備や地域文化の伝承などの文化的な環境】いずれかで「とても満足」「まあ満足」と回答した方

【広報、情報発信について】

- ・文化芸術、コンサートなどのポスターなどを目にする機会があるため。(3件)
- ・河内長野の文化とかを他の市町村の人が知っている時があるから。
- ・色々な場所で地域の習い事のチラシをみることがあるから。
- ・写真をとって人に紹介している
- ・毎月の広報等で知ることが出来ているから
- ・様々な機会があるのでとても良いと思うが、自分が意識的に知ろうとしなければ分からない点が少し惜しい。
- ・調べる度に今まで知らなかった施設やイベントを発見できて喜んでいきます。ただもう少し見つけやすくなっていたら嬉しいなあ。
- ・子どもが小さい頃から市報などで講座やイベントの案内を目にする事が多く、興味を持つことが出来たから。

【習い事や体験プログラムについて】

- ・お稽古、習い事、有り難くお世話になってます。また、文化的、伝統的まちなみのコンサート、映画も楽しませて頂いています。景観にもご尽力頂きまして感謝。
- ・習い事や各種教室が色々な種類がある。文化財や街並み保存をしっかりとしてくれていると思う。
- ・子どもの習い事、夏休み体験教室も含め利用しています。身近な場所で手軽に参加できて助かります。
- ・子どもたちの習い事などでお世話になります。とてもありがたいです。
- ・子どもが小さい頃に市の体操教室にも通わせて頂きましたが、良かったです
- ・文化芸術の鑑賞の機会や文化的な環境は豊富にあるが、習い事を行う機会が競技によっては不足しているものも存在するため。
- ・幅広い年代が参加できるプログラムの充実
- ・地域の文化活動について、私の場合囲碁をやっていますが市において宣伝してほしい
- ・自分が参加しようと思えば参加機会はある方だと思うから
- ・年齢により以前の様に積極的な参加回数が少なくなったが、若い方の頑張りに力を頂く。
- ・参加したい時に、機会は与えられている。
- ・地域の活動を中心に回答
- ・夏休みの民謡体験に参加させてもらったので

【利便性、アクセスについて】

- ・利用しやすい距離で、規模感も丁度よいイベントが多いから。
- ・公共交通機関以外でも施設の利便性が良い。
- ・自宅の近所に施設があり、親子で利用することができたため
- ・近くで参加しやすい

【歴史・伝統について】

- ・高野街道が綺麗に残っているのがいいと思った。(2件)
- ・高野街道が好き。高野街道祭りもっと活発化してほしい！
- ・高野街道のまちなみも保存整備されていて毎年開催されていた高野街道祭りも楽しみにしていました。河内長野の文化を感じながらのウォーキングは最高でした。
- ・特に高野街道三日市
- ・世界遺産や古い貴重な施設をきれいに整備し、広報しているから。
- ・歴史の事だったり芸術の展示があったりして面白いです
- ・天野酒造近辺、西代神社のカグラ等の例
- ・②保存に関してはそう感じたが、伝承に関してはすこし何をしているのかがあまり分からなかった。
- ・寺、神社がいつ見てもきれい
- ・高野街道等の案内や楠木正成幼少時多聞丸と大江時親の像が三日市近くにある事等
- ・ふるさと歴史学習館、滝畑の茅葺屋根の家やお寺など歴史的な物や建築物が充実しているから。
- ・歴史的な寺社仏閣が多く伝承する方々も(その力が)多い(大きい)
- ・府内で一番の寺院が多く、その行事も多彩である
- ・伝統的まちなみも保存や整備はとても良いと思います。
- ・学校の行事で観心寺など歴史を伝える授業があったから

【ラブリーホールやその他施設の利用について】

- ・ラブリーホールのイベントやコンサートが充実しているから。(4件)
- ・毎年1回は、文化活動で利用している
- ・キックスやラブリーホールなどの施設が充実して文化的な活動をしやすい。(2件)
- ・公民館が近くて、よく利用している。
- ・コンサートなどラブリーホールで行われているのは知っていたし景観も高野街道の昔を感じられる風景が残っているため
- ・ラブリーホール、寺ヶ池公園を利用しての文化活動は毎年楽しみにしています。金剛寺、観心寺等の神社仏閣のイベントにも力を入れている点です。
- ・小さい頃から憩いの場としてキックスやノバティ長野を利用させていただいています。これからも存続して行って欲しいです。
- ・小学校のころから忙しかったり、利用や体験したことがあっても、忘れてしまうから。
- ・コンサートや演劇の数が少ない。習い事は参加した事がある。

【若い世代の活動について】

- ・子ども向けのコンサートなどがあれば市のLINEに情報が入ればいいと思う
- ・それなりにコンサートや演劇を開催しているのは知っているが、若者をターゲットにした活動ももっと行って欲しい為。
- ・若者が興味あることもしたらいいと思う
- ・①公民館ダンスを3年間していましたが、純粹に楽しかった。だが企画しているものの利用者が高齢者か若者しか利用していないのが少し気になっていた。
- ・子育て世代にとって魅力的な活動がもっと増えればさらに満足。

【その他】

- ・不満に感じることはないため(4件)
- ・充実してると思う(3件)
- ・住むのに良い街だと感じている(2件)
- ・よい町になってほしい
- ・街並みが綺麗だから
- ・とてもいいと思います
- ・それなりの活動をしている
- ・いずれも活動的な面がものたりない。
- ・積極的な支援がある
- ・くろまるキレイ

◆【①文化芸術の鑑賞や文化活動をする機会】【②文化財・伝統的まちなみの保存・整備や地域文化の伝承などの文化的な環境】いずれかに「やや不満」「とても不満」と回答した方

【広報、情報発信について】

- ・情報が入ってこない（10件）
- ・アピールが足りない（3件）
- ・参加したいと考えるが調べても答えにたどりつけないことが多い。例えば公民館の行事もお知らせも更新されてないところが多く、分かりにくいので諦めてしまう。
- ・文化的な重要性を広めていないように思う
- ・それぞれの広報活動が少ないのでは

【文化芸術や習い事や体験プログラムについて】

- ・習い事が少ない。（2件）
- ・教室など、土日がない。平日の昼間が多く行けない。（2件）
- ・学校終わりで参加できる茶道などの文化教室が少ない。
- ・魅力的な公演がない。身内感が強く関わりづらい。
- ・セミナーや講習会の数が減ってきていると感じるから。内容に偏りもみられます。
- ・音楽を演奏することへの理解が足りないと思う

【利便性、アクセスについて】

- ・開催する場所が不便で行きにくい
- ・①日数がないので参加しにくい。
- ・道や施設が著しく老朽化してるから。
- ・市内に美術館、博物館がない。
- ・観心寺バス停から寺の入り口迄、歩道を整備してほしい
- ・上原の区画整理
- ・市民総合体育館・総合運動場の駐車場が狭く、利用しづらい。また、施設利用目的以外の車も停まっており、満車の為その施設を利用する人が駐車場に停めれない場合がある。

【歴史・伝統について】

- ・②特定地域が保存されているのは知っているがその住民以外は行くこともないし興味がない。
- ・高校の日本史の中でも重要な観心寺の如意輪観音像などがあるのに私の生活圏内では観光促進に繋がっているように感じない
- ・②まもるだけでなく、積極的な活用、PR、次世代に向けた新しい取組等が消極的と思う
- ・②の活動について、三日市交番しか知りません。
- ・特にこれといった市民が全員知っているような文化財や伝統的まちなみがあるか分からない。
- ・高野街道といってももう面影もない。楠木正成の山城跡が地図上ではたくさんあるが見学できるように整備されていない。
- ・高野街道は趣はあるが、ひっそりしている。
- ・高野街道をもっと楽しくすること（例えば、真田幸村の大阪城入城の道筋であったこと）

- ・高野街道の再整備を 祭りへの補助での活性化
- ・文化財の為に行政が何かしてるとはまったく思えません
- ・管理が行き届いている文化財は綺麗に保存出来ているが管理の行き届いていない文化財はあまり良い状態で保存出来ていない
- ・地元の文化遺産を活かした考古学ツーリズム、英語・日本語ガイドや西欧諸国の様な文化、旅行、教育、地域、経済が連携したシステムより、発展的な活動、地域や現場を盛り上げていく活動や取り組みをもってほしい。
- ・②乱開発（過去の）が目立ちます。

【ラブリーホールやその他施設の利用について】

- ・ラブリーホールでオーケストラ観賞の機会が少なくなった。
- ・①私の趣味に合うコンサートがありません。

【若い世代の活動について】

- ・活動している年齢層が高すぎる。若者が参加できるかつ高齢者とコミュニケーションを取れる場が必要。
- ・もっと若い世代に同調し、誘引させる様、規格外の検討。

【その他】

- ・興味が無い。わからない。(10件)
- ・参加者(市民)と企画内容(市など企画側)のニーズがあっていない。参加したいと思わない。
- ・田舎くさい。魅力が無い。出て行きたい。
- ・満足したことがないから
- ・たまにチラシなどを拝見するが割と高い金額で気軽に行く感じではない
- ・ほとんど参加しない。
- ・目立ってなされていない
- ・文化事業に接することがほとんどない自分において河内長野市内に限られるとより接することはないと思います。何より入れ物(箱)のレベルが低すぎることで、さらに企画力と広報能力の低さがあると思います。街並み保存等に関してはふつうかやや低いかと思います。旅行で地方都市を訪れると、こんなに田舎なのに素晴らしいと思えるところがいっぱいあります。要は資金力の差だと思います。
- ・魅力的なものがない
- ・計画性がない
- ・文化的整備が必要なのか分からないが他に税金を有効的に使って欲しい。
- ・もっと文化的な街として押し出せそう

◆【①文化芸術の鑑賞や文化活動をする機会】【②文化財・伝統的まちなみの保存・整備や地域文化の伝承などの文化的な環境】ともに「普通」またはいずれかに「まあ満足」「とても満足」と回答した方

【広報、情報発信について】

- ・発信が少ない、周知が必要（6件）
- ・文化活動やイベントのポスター等をよくみかける。（3件）
- ・PRが、まだまだ不足していると感じられるので、広報紙以外でもお知らせできれば良いかと思いません。
- ・おもしろそうな取り組みはしていたり、いるなと思っていますが、気軽に行ける感じがしないのと、行きかた（チケットの取りかたとか）が分かりにくいかなと思ったりする。
- ・①については広報誌等で目にするが、自身があまり関心を持っていないため、又、関心のあるジャンルがないため。
- ・利用したことがないが、行政がしっかり取り組んでいると思う。

【文化芸術、習い事や体験プログラムについて】

- ・必ず参加したいと思える活動がない。
- ・（小学生）子どもと一緒に参加できるお茶・お花教室がもっとあると尚良い（陶芸も）
- ・自分の体力に合わせて参加できること。
- ・文化活動において、参加者の定員数が少ないです。
- ・ご自宅でされているお稽古事などが多く、足を運びにくい。
- ・男性向けの文化活動が少ないと思う。
- ・もっと幼児が参加して、楽しいと思える活動が増えれば良いなと思っている。
- ・習い事に関しては、近くのピアノ教室と英語教室、公文式しか知らず豊富とは言い難いかなと。
- ・習ってないカルチャーの展示会などはとても楽しみ
- ・①は幼い時から色々出来ていたし小学校の時に河内長野のことも色々習って楽しかった。

【利便性、アクセスについて】

- ・交通が不便（2件）
- ・モックルバスを市全体巡ってほしい。不定期でも可
- ・市全体の感じ、キレイに除草されている。
- ・アプリとかは高齢者が操作できない。街中文化に触れられる地図やスタンプラリーなどあればと思います。
- ・身近なところでしか利用しない

【歴史・伝統について】

- ・河内長野市は文化芸術や文化財等の保存などに積極的な姿勢が見られるから（3件）
- ・高野街道沿いには昔から続いている伝統的な建物があつたり、西条さんの酒蔵の通りも風情ある街並みが残されていてしっかり保存されていると感じた。
- ・河内長野の文化財や伝統的なまちなみをよく見かけるから。
- ・②だんじりの保存等に協力的だから
- ・文化財…特別に保存が良いとは思えない。（まちなみ）

- ・文化財は充実しているように思われる
- ・②について子ども向けの体験などのイベントがあってほしい。
- ・自身河内長野市の歴史について未知が多く初めて接することもたびたびあり、その面から「そういうものが」との感がある。
- ・②については河内長野は広くて交通が不便で一度に色々行く計画を立てにくいから離れていく。
- ・歴史があるから
- ・高野街道は気に入っている
- ・文化財の活用がとても良かったから。
- ・もっと河内長野の自然を活かした、アウトドアイベントがあれば嬉しいです。

【ラブリーホールやその他施設の利用について】

- ・ラブリーホール（大）は音響も良いのでクラシックコンサートも素敵
- ・ラブリーホールで開催されるコンサートなどは、有名な方が少ない。
- ・キックスやラブリーホールで体験などあればより身近に感じる
- ・前はラブリーホールに時々行けてたが最近は足が痛くなってから行けていない。
- ・映画をラブリーホールで安く観ることができるのは嬉しい。音楽は好きだが、市内で催されるものは好きなジャンルではないので行かない
- ・ラブリーホールでのアニソン3のイベントが楽しかったため
- ・ラブリーホールは他の市のホールと比較して、場所は良いし使いやすいしイベントの種類は豊富で河内長野市民としても自慢できる場所だと思います。
- ・くろまろの郷ができたことや、綺麗で多目的な施設があることで人も増え、花の文化園へ行く人も増えたと思います。

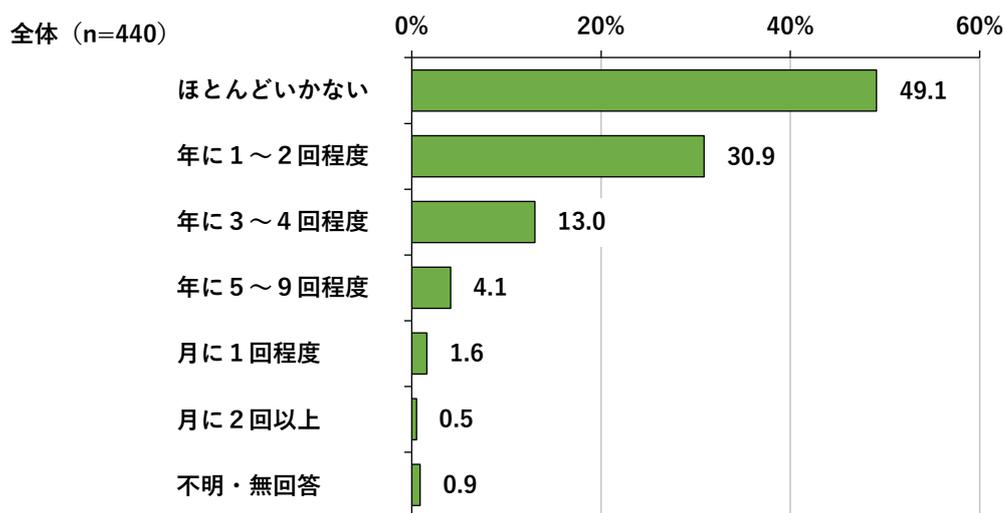
【その他】

- ・わからない（24件）
- ・利用、参加したことがあまりない（22件）
- ・興味がない、関心がない（15件）
- ・普通、ちょうどよい、可もなく不可もなく、など（11件）
- ・参加する時間、ゆとりがない（4件）
- ・他市と比較して普通と回答（4件）
- ・時代を感じつつ、近現代にも寄っているため
- ・いつも同じような内容に思える。
- ・河内長野市は楽しめる場所が少ない
- ・散策して楽しい道や建物が多く在る
- ・参加はしてないが、いつでも参加出来る環境。
- ・文化財やラブリーホールでの著名人を呼ぶ機会は増えたと思うがマンション等が建ってしまった為街並みが損なわれ出している。
- ・河内長野をより活用してほしい
- ・主として無料のものを利用している。
- ・どんどんなくなってきた気がする
- ・芸術鑑賞をする機会は多いが、伝統的な文化に関しては関わろうとする人が少ないので文化的な環境があるかと言われれば足りない気がする

問5 あなたは日頃、文化芸術（コンサートや演劇、展覧会等）をどれくらい観たり聴いたりしていますか。（単数回答）

文化芸術の鑑賞頻度についてみると、「ほとんどいかない」が49.1%と最も高く、次いで「年に1～2回程度」が30.9%、「年に3～4回程度」が13.0%となっています。

年代別にみると、〔16～29歳〕では、「ほとんどいかない」と『年に1回以上』が同程度、〔30～49歳〕では、「ほとんどいかない」が高く、〔50～69歳〕〔70歳以上〕では、『年に1回以上』が高くなっています。



◆年代別

(単位：%)

	い か な い ど	ほ と ん ど い か な い	以 上 に 1 回	回 答 明 ・ 無
全体 (n=440)	49.1	50.0	0.9	
16～29歳 (n=96)	51.0	49.0	0.0	
30～49歳 (n=90)	63.3	36.7	0.0	
50～69歳 (n=117)	47.9	52.1	0.0	
70歳以上 (n=128)	38.3	59.4	2.3	

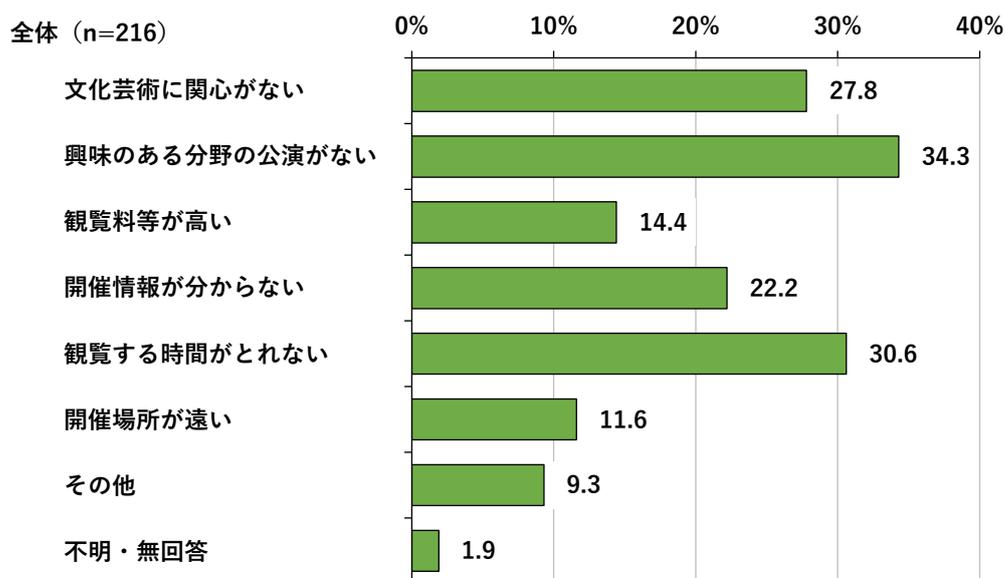
※『年に1回以上』は、「年に1～2回程度」～「月に2回以上」の計。

問5で「ほとんどいかない」を回答された方にお聞きします。

問6 文化芸術（コンサートや演劇、展覧会等）等を観覧しない理由を選択してください。（複数回答）

文化芸術（コンサートや演劇、展覧会等）等を観覧しない理由についてみると、「興味のある分野の公演がない」が34.3%と最も高く、次いで「観覧する時間がとれない」が30.6%、「文化芸術に関心がない」が27.8%となっています。

年代別にみると〔16～29歳〕では、「文化芸術に関心がない」、〔30～49歳〕では、「観覧する時間がとれない」、〔50～69歳〕〔70歳以上〕では、「興味のある分野の公演がない」が最も高くなっています。



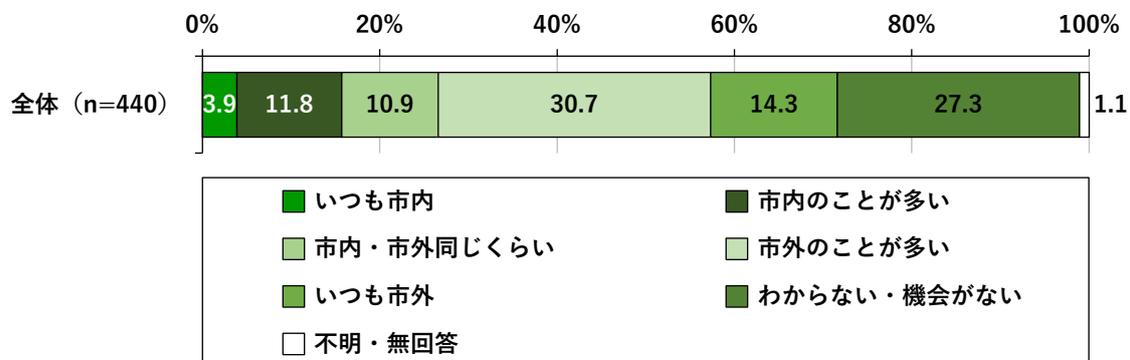
◆年代別

(単位：%)

	文化芸術に関心がない	興味のある分野の公演がない	観覧料等が高い	開催情報が分からない	観覧する時間がとれない	開催場所が遠い	その他	不明・無回答
全体 (n=216)	27.8	34.3	14.4	22.2	30.6	11.6	9.3	1.9
16～29歳 (n=49)	38.8	38.8	16.3	26.5	36.7	8.2	8.2	0.0
30～49歳 (n=57)	31.6	29.8	26.3	26.3	35.1	10.5	5.3	0.0
50～69歳 (n=56)	23.2	46.4	7.1	16.1	33.9	7.1	3.6	0.0
70歳以上 (n=49)	20.4	24.5	8.2	18.4	16.3	20.4	18.4	8.2

問7 あなたが河内長野市にお住まいになって以降、文化芸術を直接鑑賞する場所は、市内ですか、それとも市外ですか。(単数回答)

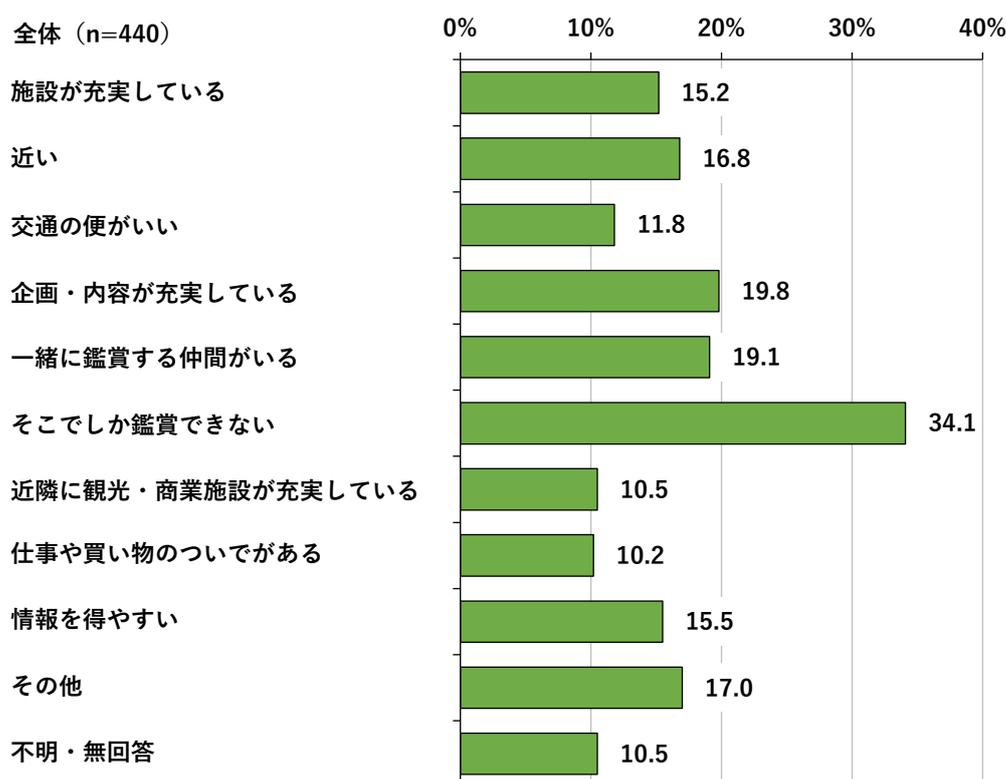
文化芸術を直接鑑賞する場所についてみると、「市外のことが多い」が30.7%と最も高く、次いで「わからない・機会がない」が27.3%、「いつも市外」が14.3%となっています。



問8 問7の回答の理由を選択してください。(複数回答)

問7の回答の理由についてみると、「そこでしか鑑賞できない」が34.1%と最も高く、次いで「企画・内容が充実している」が19.8%、「一緒に鑑賞する仲間がいる」が19.1%となっています。

文化芸術の鑑賞場所別にみると、〔市内のことが多い〕では、「近い」が65.2%と最も高く、次いで「情報を得やすい」「一緒に鑑賞する仲間がいる」が27.5%となっています。〔市外のことが多い〕では、「そこでしか鑑賞できない」が61.6%と最も高く、次いで「企画・内容が充実している」が33.8%となっています。



◆文化芸術の鑑賞場所別

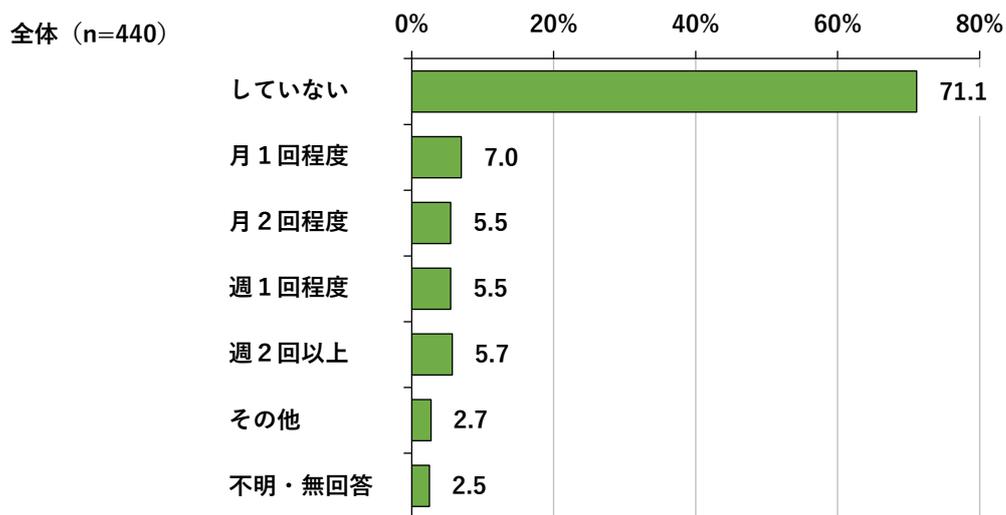
(単位：%)

	施設が充実している	近い	交通の便がいい	企画・内容が充実している	一緒に鑑賞する仲間がいる	そこでしか鑑賞できない	近隣に観光・商業施設が充実している	仕事や買い物のついでがある	情報を得やすい	その他	不明・無回答
全体 (n=440)	15.2	16.8	11.8	19.8	19.1	34.1	10.5	10.2	15.5	17.0	10.5
市内のことが多い (n=69)	23.2	65.2	26.1	10.1	27.5	11.6	7.2	10.1	27.5	4.3	1.4
市内・市外同じくらい (n=48)	8.3	41.7	16.7	25.0	43.8	35.4	6.3	16.7	10.4	4.2	0.0
市外のことが多い (n=198)	22.7	0.5	12.1	33.8	22.2	61.6	17.2	11.6	19.7	6.6	0.5
わからない・機会がない (n=120)	1.7	5.8	1.7	0.8	0.0	2.5	3.3	5.8	4.2	47.5	33.3

問9 あなたは日頃、文化活動（お稽古ごと、習い事、各種教室、地域の活動等）に参加していますか。（単数回答）

文化活動（お稽古ごと、習い事、各種教室、地域の活動等）への参加状況についてみると、「していない」が71.1%と最も高く、次いで「月1回程度」が7.0%、「週2回以上」が5.7%となっています。

年代別にみると、〔70歳以上〕では、『月に1回以上』が39.8%と、その他の年代と比較して高くなっています。



◆年代別

（単位：％）

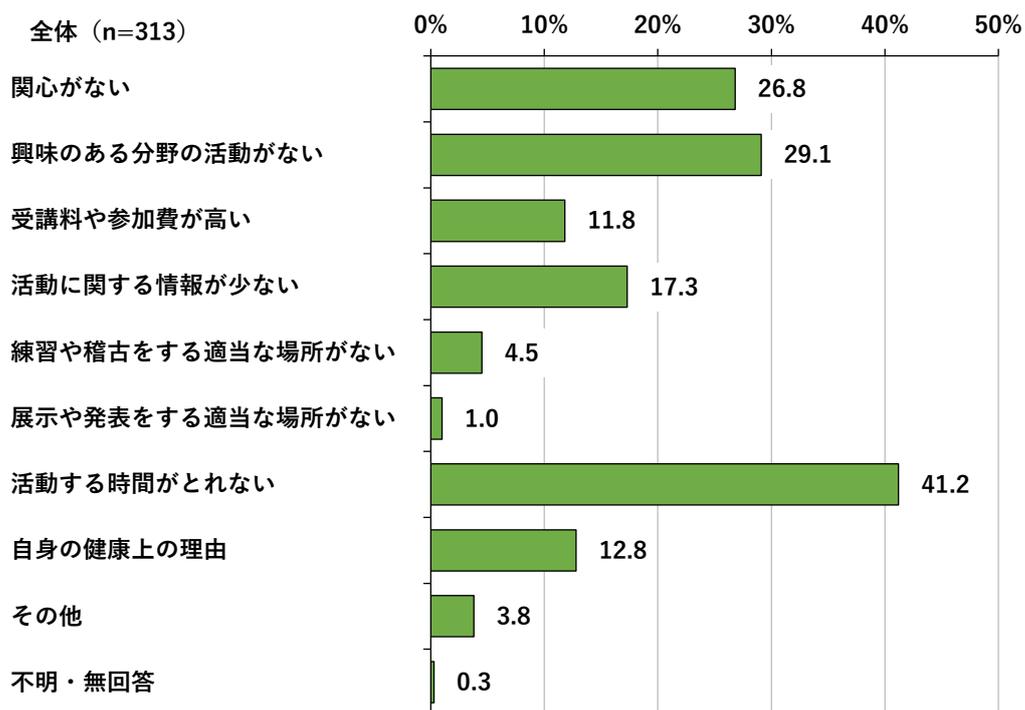
	して い な い	月 に 1 回 以 上	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体（n=440）	71.1	23.7	2.7	2.5
16～29歳（n=96）	80.2	13.5	5.2	1.0
30～49歳（n=90）	82.2	16.6	0.0	1.1
50～69歳（n=117）	78.6	18.8	1.7	0.9
70歳以上（n=128）	52.3	39.8	3.9	3.9

問9で「していない」を回答された方にお聞きします。

問10 文化活動（お稽古ごと、習い事、各種教室、地域の活動等）に参加しない理由を選択してください。（複数回答）

文化活動（お稽古ごと、習い事、各種教室、地域の活動等）に参加しない理由についてみると、「活動する時間がとれない」が41.2%と最も高く、次いで「興味のある分野の活動がない」が29.1%、「関心がない」が26.8%となっています。

年代別にみると、〔16～29歳〕〔30～49歳〕〔50～69歳〕では、「活動する時間がとれない」、〔70歳以上〕では、「自身の健康上の理由」が最も高くなっています。



◆年代別

(単位：%)

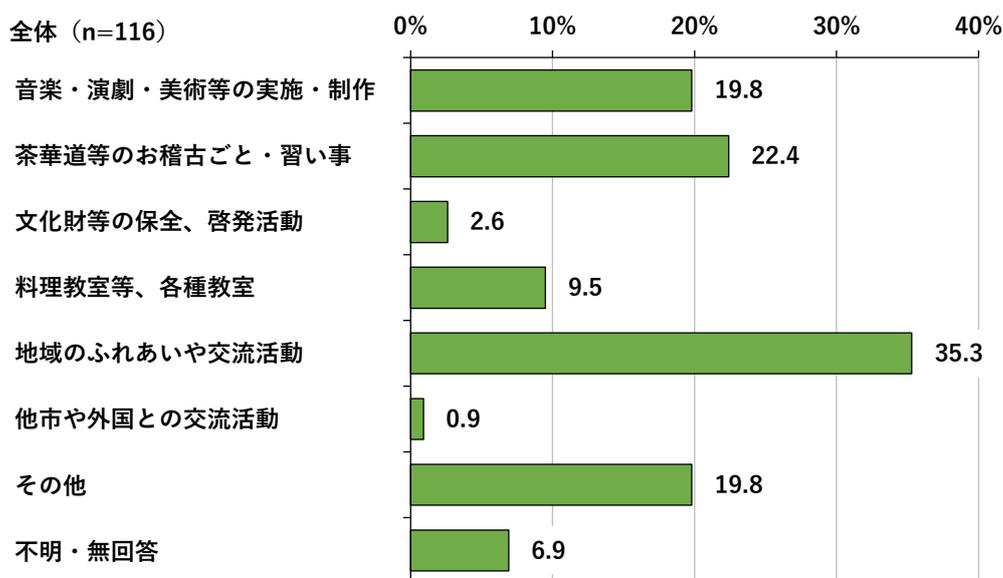
	関心がない	活動がない 興味のある分野の	高い 受講料や参加費が	活動に関する情報が	適切な場所がない	練習や稽古をする適切な場所がない	展示や発表をする適切な場所がない	活動する時間がとれない	自身の健康上の理由	その他	不明・無回答
全体 (n=313)	26.8	29.1	11.8	17.3	4.5	1.0	41.2	12.8	3.8	0.3	
16～29歳 (n=77)	37.7	35.1	19.5	16.9	5.2	2.6	48.1	5.2	1.3	0.0	
30～49歳 (n=74)	25.7	24.3	17.6	20.3	5.4	0.0	55.4	4.1	5.4	0.0	
50～69歳 (n=92)	27.2	37.0	5.4	16.3	3.3	0.0	41.3	5.4	3.3	0.0	
70歳以上 (n=67)	16.4	17.9	6.0	14.9	4.5	1.5	17.9	38.8	6.0	1.5	

問9で「月1回程度」～「その他」を回答された方にお聞きします。

問11 あなたが参加している文化活動は何ですか。(複数回答)

参加している文化活動についてみると、「地域のふれあいや交流活動」が35.3%と最も高く、次いで「茶華道等のお稽古ごと・習い事」が22.4%、「音楽・演劇・美術等の実施・制作」が19.8%となっています。

年代別にみると、〔16～29歳〕では、「茶華道等のお稽古ごと・習い事」、その他の年代では、「地域のふれあいや交流活動」が最も高くなっています。



◆年代別

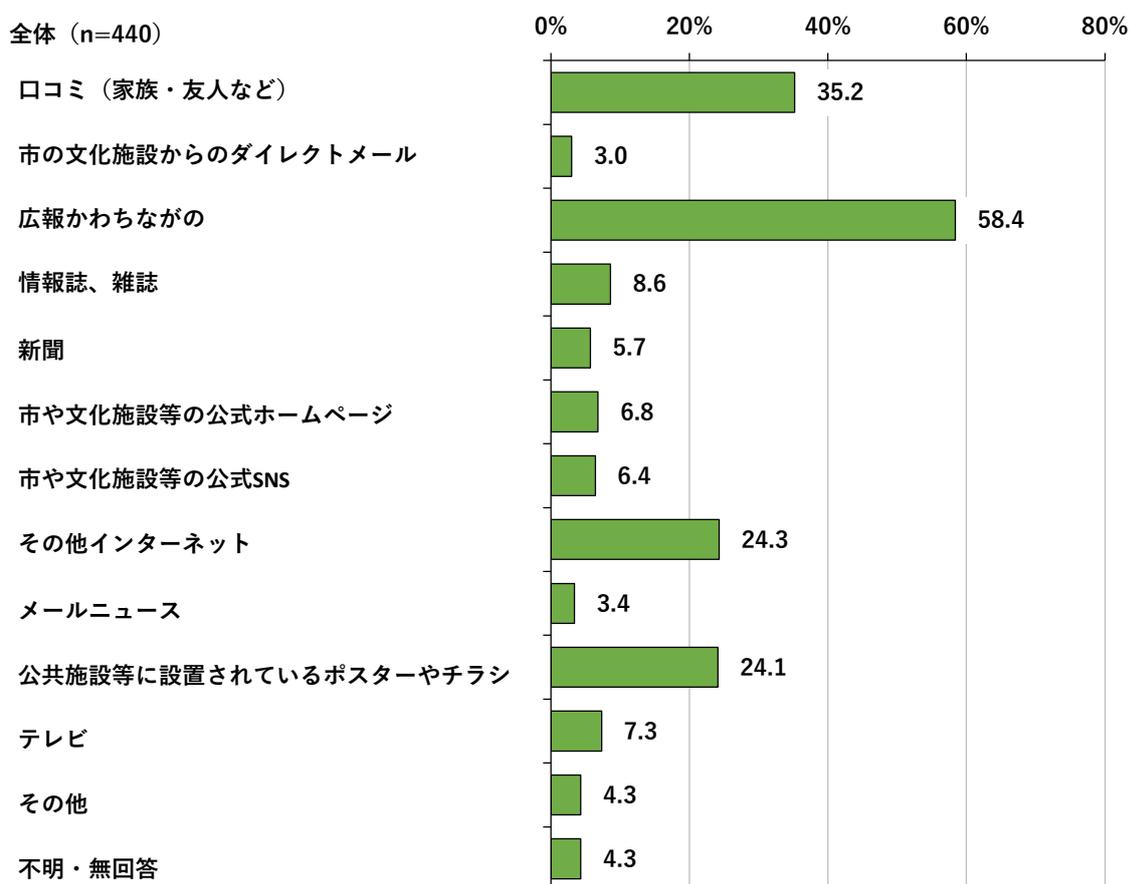
(単位：%)

	音楽・演劇・美術等の実施・制作	茶華道等のお稽古ごと・習い事	文化財等の保全、啓発活動	料理教室等、各種教室	地域のふれあいや交流活動	他市や外国との交流活動	その他	不明・無回答
全体 (n=116)	19.8	22.4	2.6	9.5	35.3	0.9	19.8	6.9
16～29歳 (n=18)	33.3	50.0	0.0	0.0	5.6	5.6	22.2	0.0
30～49歳 (n=15)	26.7	20.0	6.7	13.3	33.3	0.0	13.3	6.7
50～69歳 (n=24)	16.7	20.8	4.2	25.0	29.2	0.0	8.3	4.2
70歳以上 (n=56)	14.3	16.1	1.8	5.4	46.4	0.0	26.8	10.7

問 12 あなたは日頃、公演や展覧会、お稽古ごとやイベント等の情報を、主に何から得ていますか。(複数回答)

公演や展覧会、お稽古ごとやイベント等の情報入手方法についてみると、「広報かわちながの」が 58.4%と最も高く、次いで「口コミ (家族・友人など)」が 35.2%、「その他インターネット」が 24.3%となっています。

年代別にみると、〔16～29 歳〕では、「口コミ (家族・友人など)」、その他の年代では、「広報かわちながの」が最も高くなっています。



◆年代別

(単位：%)

	口コミ (家族・友人など)	市の文化施設からのダイレクトメール	広報かわちながの	情報誌、雑誌	新聞	市や文化施設等の公式ホームページ	市や文化施設等の公式SNS	その他インターネット	メールニュース	公共施設等に設置されているポスターやチラシ	テレビ	その他	不明・無回答
全体 (n=440)	35.2	3.0	58.4	8.6	5.7	6.8	6.4	24.3	3.4	24.1	7.3	4.3	4.3
16～29歳 (n=96)	39.6	4.2	28.1	10.4	2.1	3.1	9.4	29.2	3.1	26.0	5.2	10.4	4.2
30～49歳 (n=90)	30.0	3.3	57.8	8.9	1.1	5.6	8.9	34.4	0.0	23.3	8.9	4.4	3.3
50～69歳 (n=117)	31.6	1.7	70.1	10.3	6.0	6.8	6.8	31.6	7.7	21.4	7.7	2.6	0.9
70歳以上 (n=128)	39.8	3.1	71.9	5.5	10.2	10.9	2.3	8.6	2.3	26.6	7.0	0.8	6.3

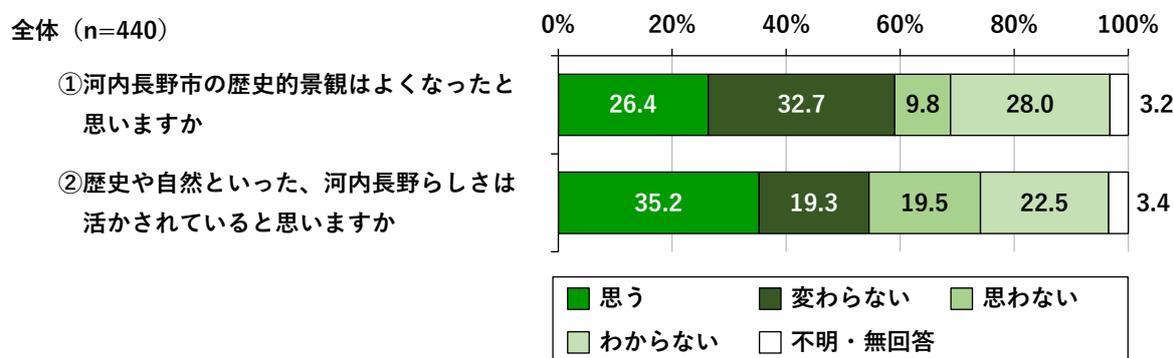
問 13 この 10 年間であなたの文化活動（お稽古ごと、習い事、各種教室、地域の活動等）に関する環境の変化をお聞かせ下さい。（単数回答）

歴史的景観（文化財・伝統的まちなみ）の保存・整備など、文化的な環境

この 10 年間であなたの文化活動（お稽古ごと、習い事、各種教室、地域の活動等）に関する環境の変化についてみると、①河内長野市の歴史的景観はよくなったと思いますかでは、「変わらない」が 32.7%と最も高く、次いで「わからない」が 28.0%、「思う」が 26.4%となっています。

②歴史や自然といった、河内長野らしさは活かされていると思いますかでは、「思う」が 35.2%と最も高く、次いで「わからない」が 22.5%、「思わない」が 19.5%となっています。

②歴史や自然といった、河内長野らしさは活かされていると思いますかについて年代別にみると、〔16～29 歳〕では、「思う」が他の年代と比較して高くなっています。



◆【②歴史や自然といった、河内長野らしさは活かされていると思いますか】年代別

(単位：%)

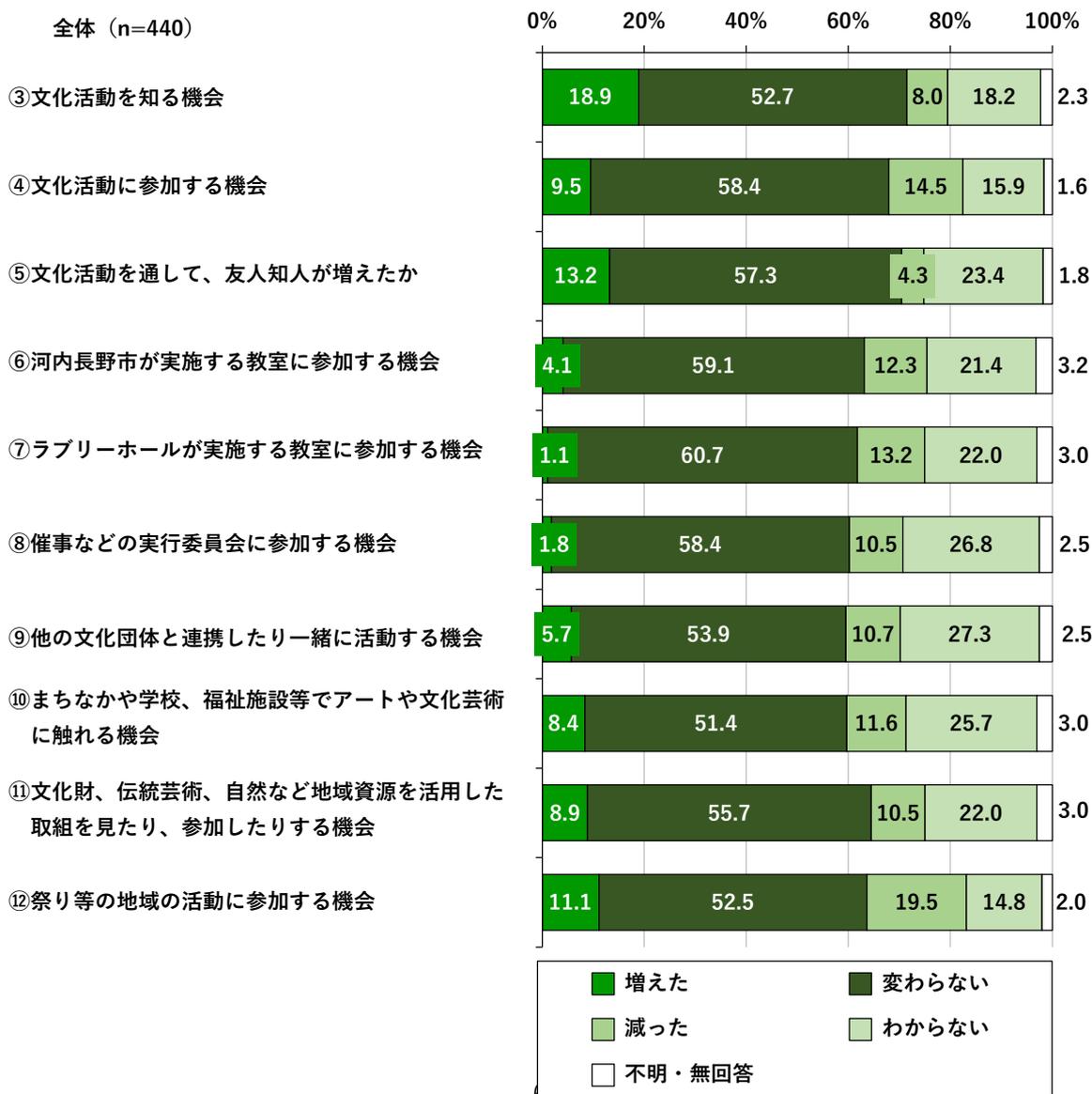
	思う	変わらない	思わない	わからない	不明・無回答
全体 (n=440)	35.2	19.3	19.5	22.5	3.4
16～29歳 (n=96)	45.8	20.8	13.5	19.8	0.0
30～49歳 (n=90)	38.9	18.9	20.0	21.1	1.1
50～69歳 (n=117)	29.9	20.5	23.9	23.9	1.7
70歳以上 (n=128)	29.7	18.0	19.5	25.8	7.0

問 13 この 10 年間であなたの文化活動（お稽古ごと、習い事、各種教室、地域の活動等）に関する環境の変化をお聞かせ下さい。（単数回答）

文化活動に関する環境の変化

この 10 年間であなたの文化活動（お稽古ごと、習い事、各種教室、地域の活動等）に関する環境の変化についてみると、③～⑬の項目いずれも、「変わらない」が最も高く、5～6割程度となっています。③文化活動を知る機会では、「増えた」が 18.9%となっており、他の項目に比べ高くなっています。⑫祭り等の地域の活動に参加する機会では、「減った」が 19.5%となっており、他の項目に比べ高くなっています。

④文化活動に参加する機会について年代別にみると、いずれの年代でも「変わらない」が最も高く、〔30～49 歳〕では、「増えた」、〔70 歳以上〕では、「減った」が他の年代と比較して高くなっています。また、⑤文化活動を通して、お知り合い・お友達は増えましたかについてみると、いずれの年代でも「変わらない」が最も高く、〔70 歳以上〕では、「増えた」が他の年代と比較して高くなっています。さらに、⑫祭り等の地域の活動に参加する機会についてみると、いずれの年代でも「変わらない」が最も高く、〔30～49 歳〕では、「増えた」が他の年代と比較して高くなっています。



◆【④文化活動に参加する機会】年代別

(単位：%)

	増えた	変わらない	減った	わからない	答不明・無回
全体 (n=440)	9.5	58.4	14.5	15.9	1.6
16～29歳 (n=96)	8.3	61.5	17.7	12.5	0.0
30～49歳 (n=90)	18.9	58.9	7.8	14.4	0.0
50～69歳 (n=117)	4.3	68.4	8.5	17.9	0.9
70歳以上 (n=128)	9.4	46.1	22.7	18.0	3.9

◆【⑤文化活動を通して、お知り合い・お友達は増えましたか】年代別

(単位：%)

	増えた	変わらない	減った	わからない	答不明・無回
全体 (n=440)	13.2	57.3	4.3	23.4	1.8
16～29歳 (n=96)	13.5	60.4	3.1	22.9	0.0
30～49歳 (n=90)	13.3	62.2	2.2	22.2	0.0
50～69歳 (n=117)	6.8	60.7	3.4	27.4	1.7
70歳以上 (n=128)	18.8	48.4	7.8	21.1	3.9

◆【⑫祭り等の地域の活動に参加する機会】年代別

(単位：%)

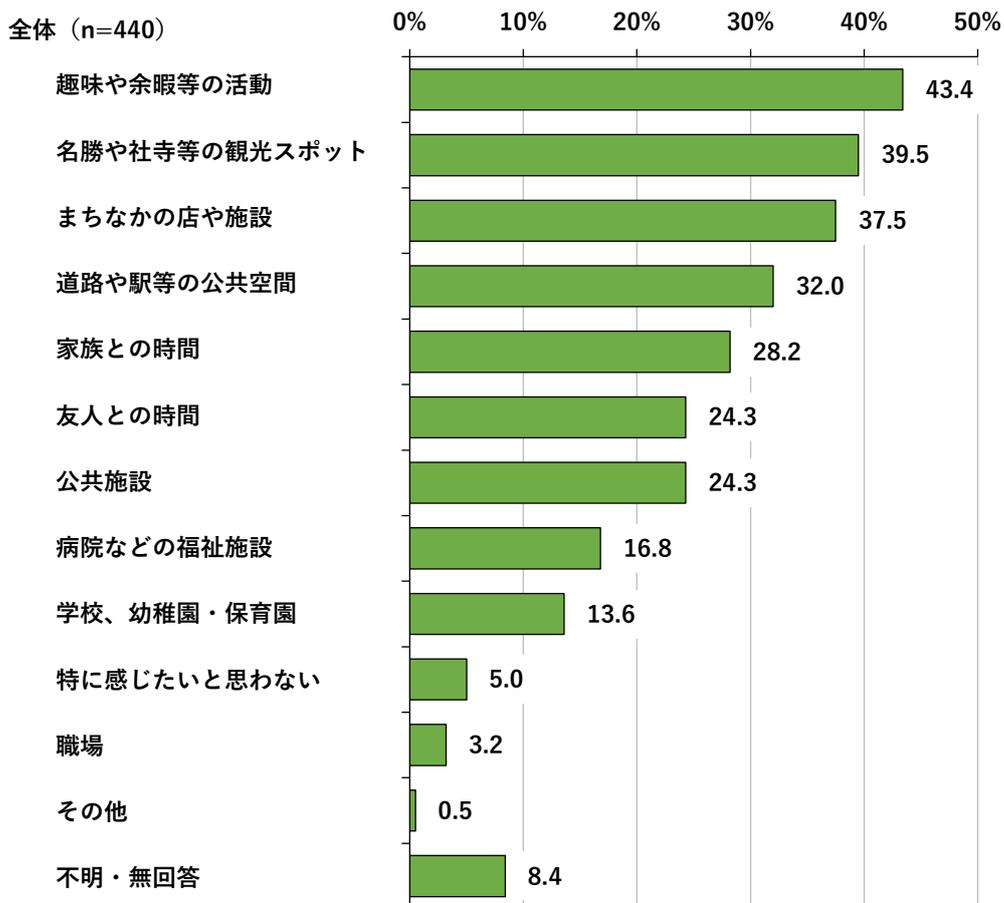
	増えた	変わらない	減った	わからない	答不明・無回
全体 (n=440)	11.1	52.5	19.5	14.8	2.0
16～29歳 (n=96)	16.7	46.9	24.0	12.5	0.0
30～49歳 (n=90)	27.8	48.9	11.1	12.2	0.0
50～69歳 (n=117)	2.6	65.0	18.8	12.8	0.9
70歳以上 (n=128)	3.9	47.7	23.4	20.3	4.7

③今後 10 年のあなたの生活における文化について

問 14 今後のあなたの生活の中で、「文化」や「文化的」なコトやモノが感じられるとよいと思うのはどのような場面ですか。(複数回答) ※順位付けをして3つまで回答

生活の中で、「文化」や「文化的」なコトやモノが感じられるとよいと思う場面についてみると、「趣味や余暇等の活動」が43.4%と最も高く、次いで「名勝や社寺等の観光スポット」が39.5%、「まちなかの店や施設」が37.5%となっています。

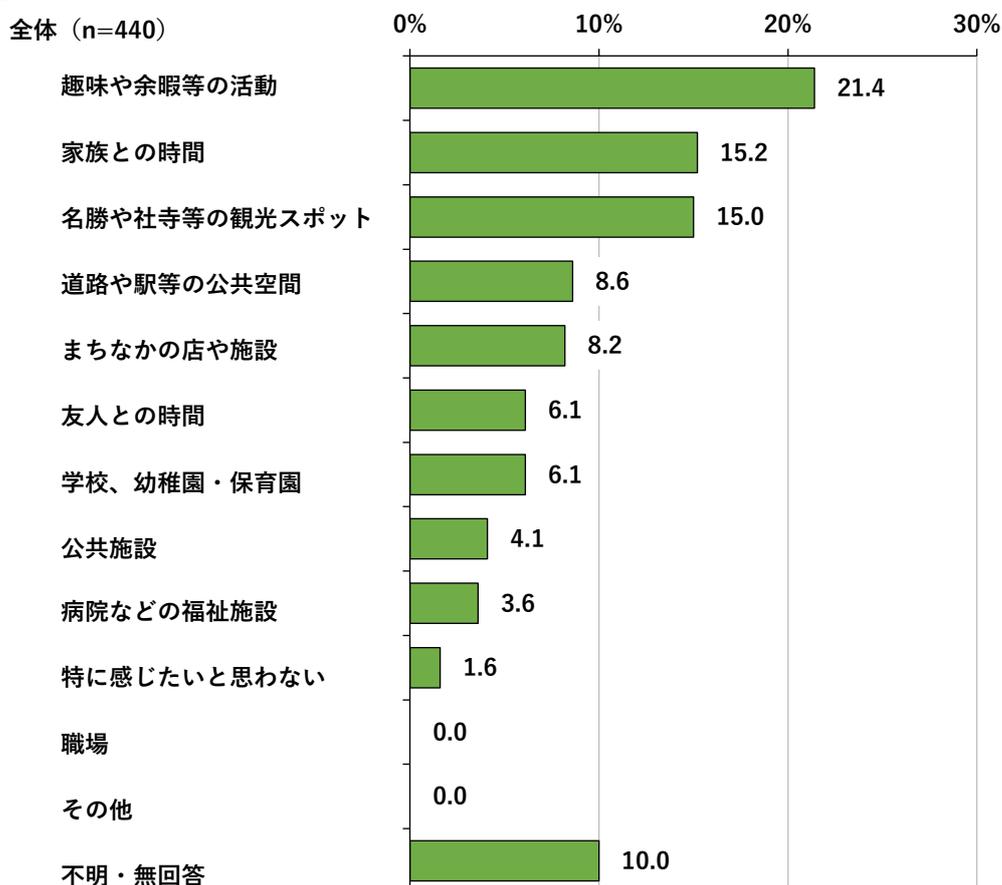
【第1位～第3位合算】



生活の中で、「文化」や「文化的」なコトやモノが感じられるとよいと思う場面【第1位】についてみると、「趣味や余暇等の活動」が21.4%と最も高く、次いで「家族との時間」が15.2%、「名勝や社寺等の観光スポット」が15.0%となっています。

年代別にみると、〔16～29歳〕では、「名勝や社寺等の観光スポット」、〔30～49歳〕では、「家族との時間」、〔50～69歳〕〔70歳以上〕では、「趣味や余暇等の活動」が最も高くなっています。

【第1位】



◆年代別

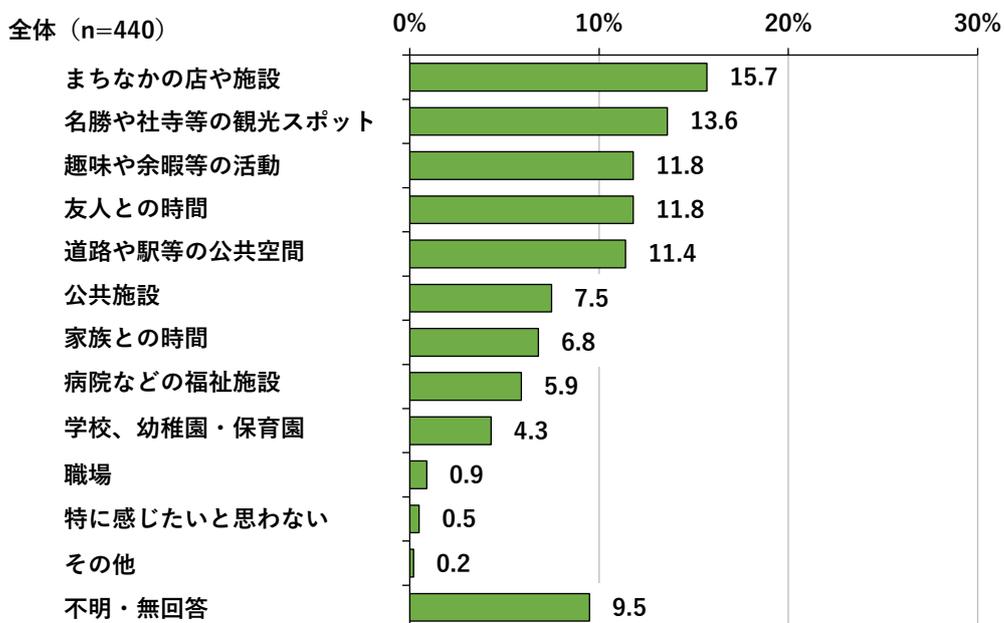
(単位：%)

	活 動 や 余 暇 等 の	家 族 と の 時 間	友 人 と の 時 間	施 設 ま ち な か の 店 や	共 空 間 や 駅 等 の 公	道 路 や ス ポ ツ ト 等 の	観 光 ス ポ ツ ト 等 の	名 勝 や 社 寺 等 の	職 場	保 育 園 、 幼 稚 園 ・	学 校 、 幼 稚 園 ・	施 設 な ど の 福 祉	病 院 な ど の 福 祉	公 共 施 設	思 わ な い と	特 に 感 じ た い と	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体 (n=440)	21.4	15.2	6.1	8.2	8.6	15.0	0.0	6.1	3.6	4.1	1.6	0.0	10.0					
16～29歳 (n=96)	16.7	15.6	7.3	11.5	7.3	19.8	0.0	11.5	0.0	4.2	2.1	0.0	4.2					
30～49歳 (n=90)	17.8	24.4	6.7	5.6	7.8	8.9	0.0	8.9	2.2	2.2	1.1	0.0	14.4					
50～69歳 (n=117)	20.5	16.2	2.6	9.4	12.8	19.7	0.0	4.3	0.9	5.1	1.7	0.0	6.8					
70歳以上 (n=128)	28.1	8.6	7.8	7.0	5.5	10.2	0.0	2.3	10.2	3.9	1.6	0.0	14.8					

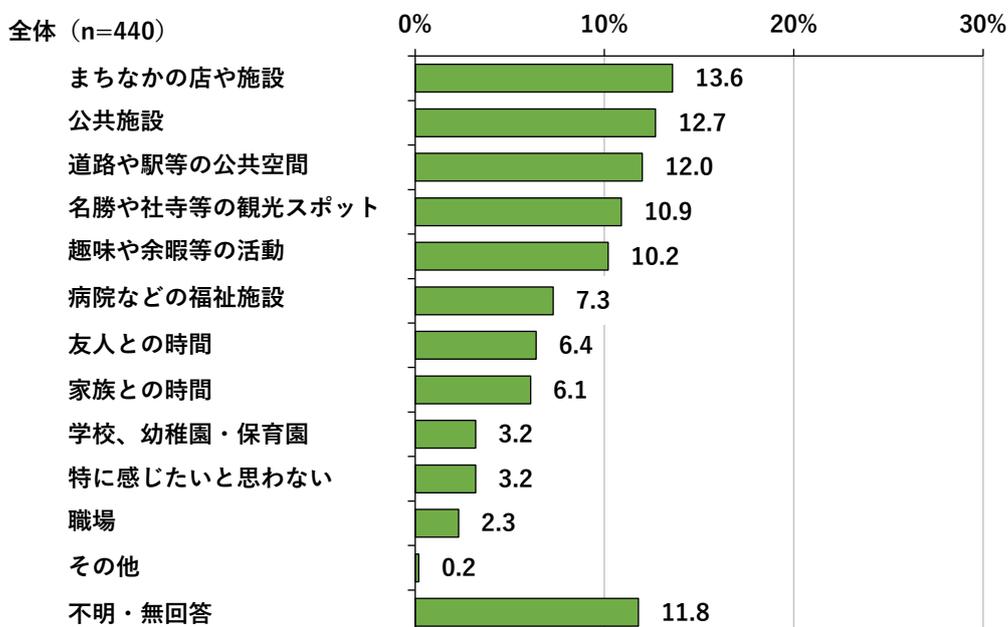
生活の中で、「文化」や「文化的」なコトやモノが感じられるとよいと思う場面【第2位】についてみると、「まちなかの店や施設」が15.7%と最も高く、次いで「名勝や社寺等の観光スポット」が13.6%、「趣味や余暇等の活動」が11.8%となっています。

【第3位】についてみると、「まちなかの店や施設」が13.6%と最も高く、次いで「公共施設」が12.7%、「道路や駅等の公共空間」が12.0%となっています。

【第2位】



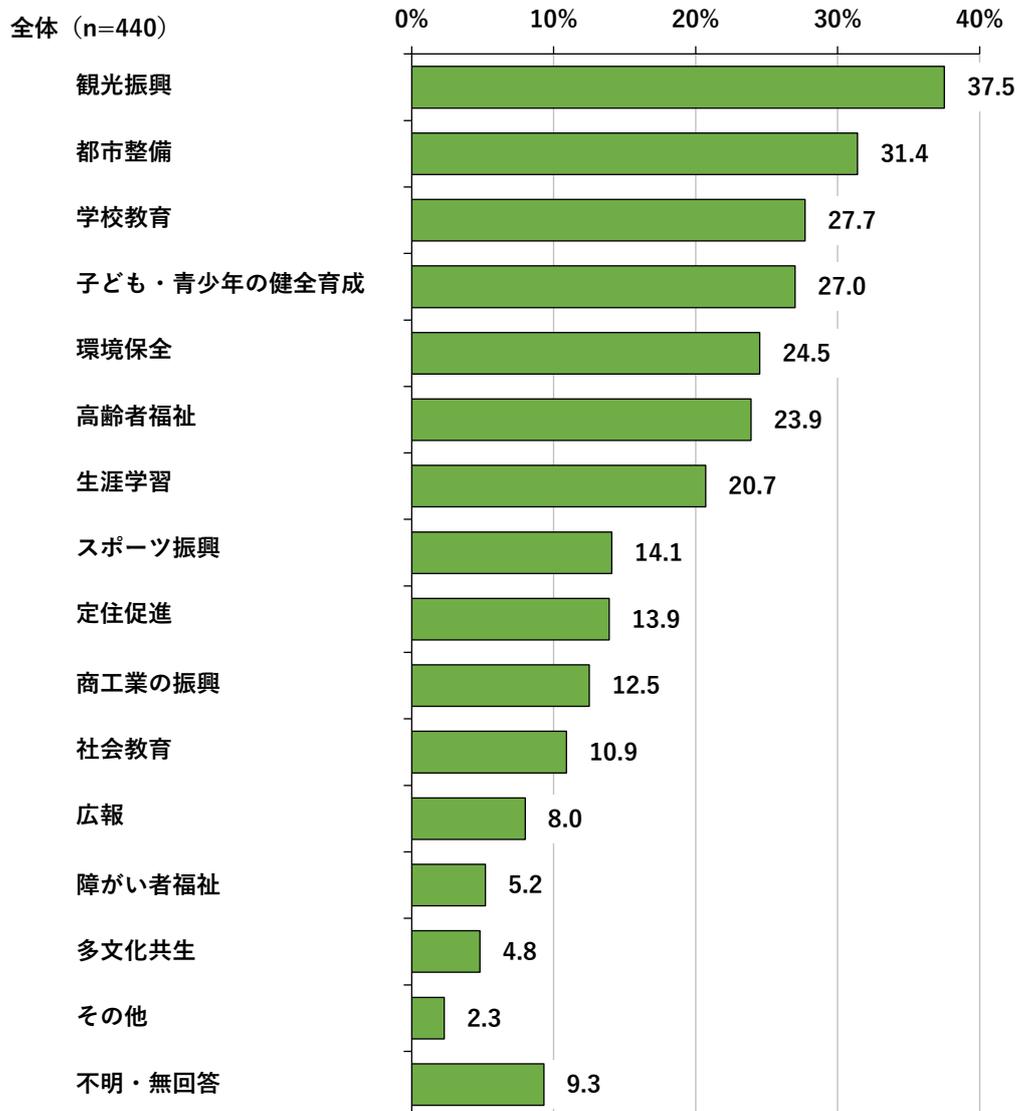
【第3位】



問 15 今後、河内長野市のまちづくりにおいて、「文化」との結びつきが強くなればよいと思う分野はありますか。(複数回答) ※順位付けをして3つまで回答

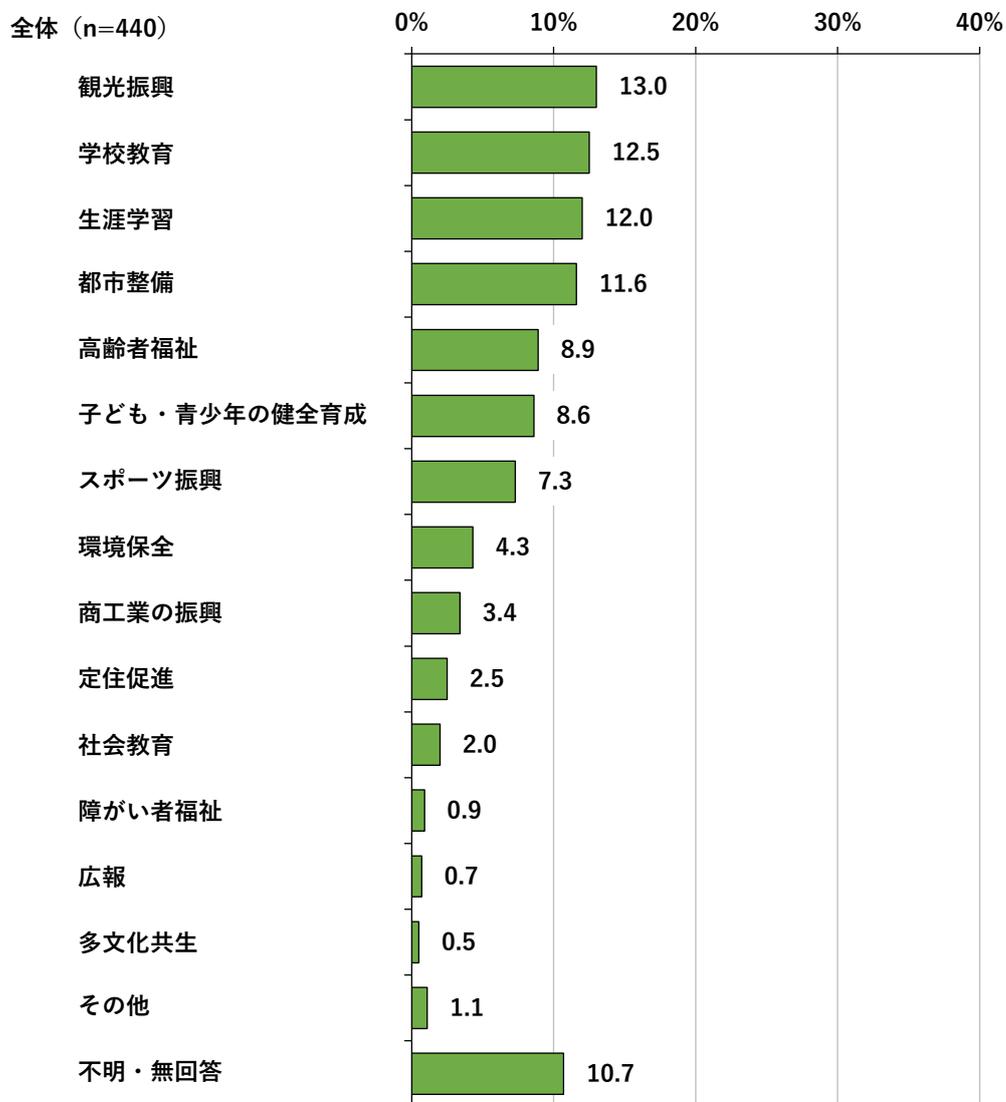
今後、河内長野市のまちづくりにおいて、「文化」との結びつきが強くなればよいと思う分野についてみると、「観光振興」が 37.5%と最も高く、次いで「都市整備」が 31.4%、「学校教育」が 27.7%となっています。

【第1位～第3位合算】



今後、河内長野市のまちづくりにおいて、「文化」との結びつきが強くなればよいと思う分野【第1位】についてみると、「観光振興」が13.0%と最も高く、次いで「学校教育」が12.5%、「生涯学習」が12.0%となっています。

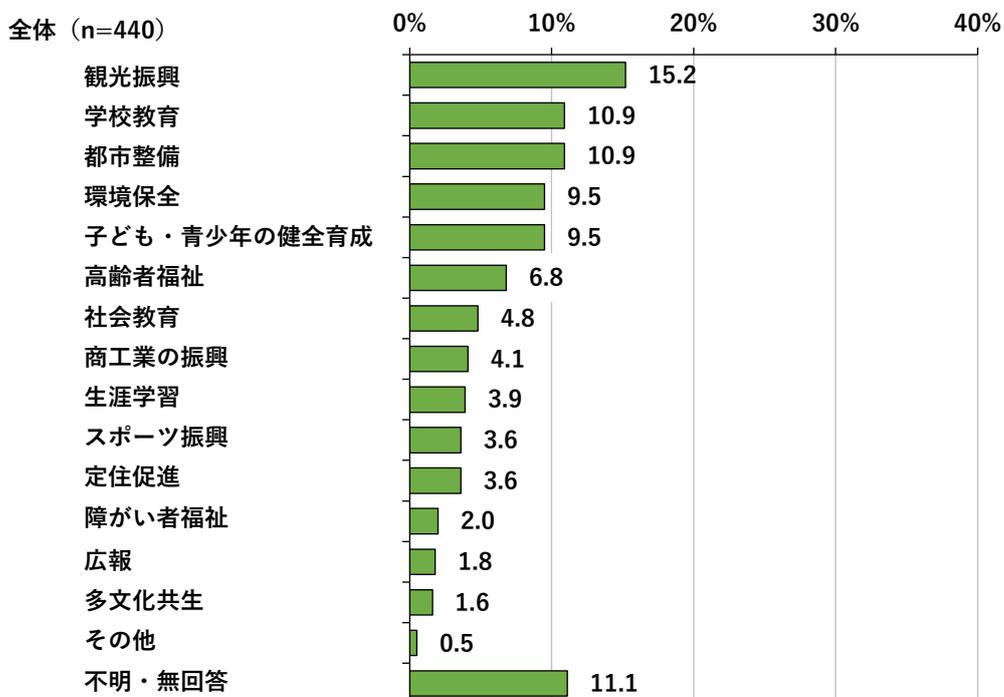
【第1位】



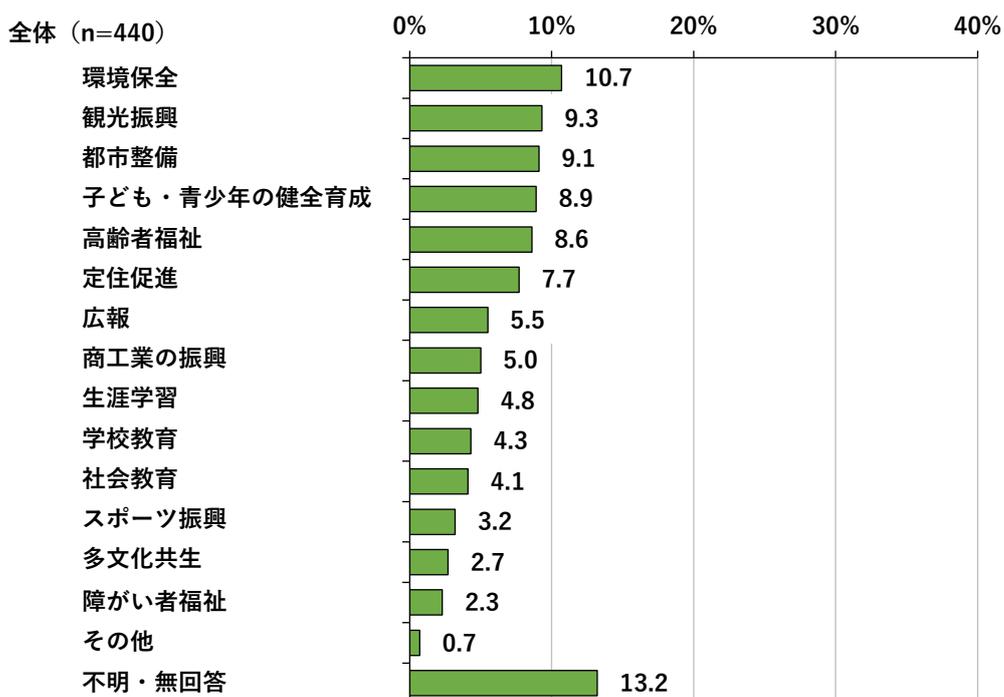
今後、河内長野市のまちづくりにおいて、「文化」との結びつきが強くなればよいと思う分野【第2位】についてみると、「観光振興」が15.2%と最も高く、次いで「学校教育」「都市整備」が10.9%となっています。

【第3位】についてみると、「環境保全」が10.7%と最も高く、次いで「観光振興」が9.3%、「都市整備」が9.1%となっています。

【第2位】



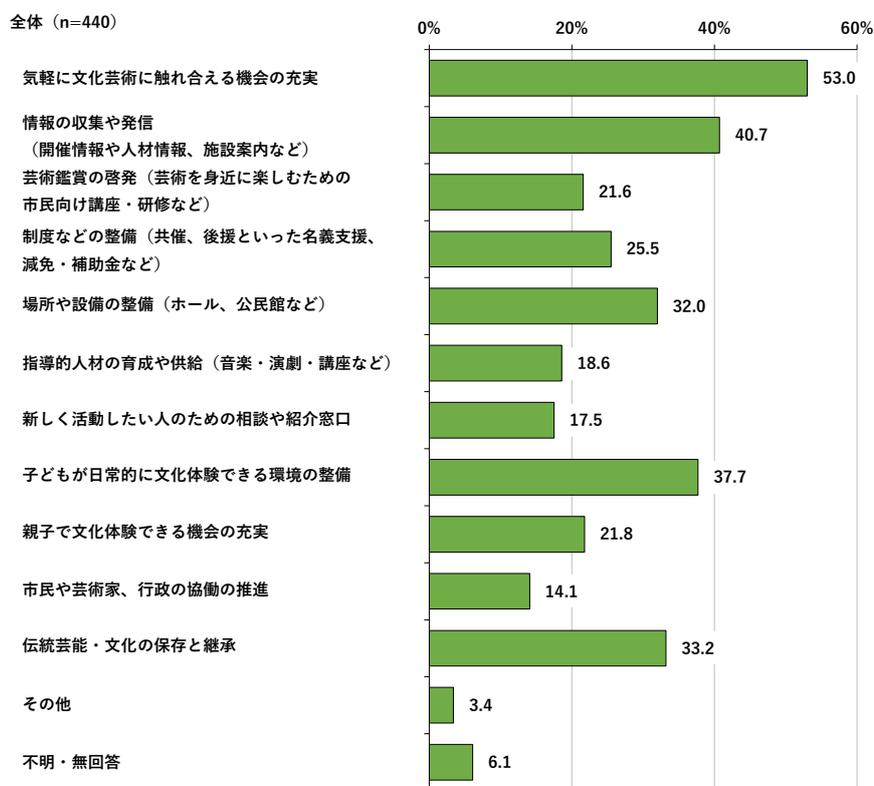
【第3位】



問 16 今後、河内長野市の文化振興を進めるにあたって、市などの行政機関にどのような役割を果たしてほしいですか。（複数回答）

河内長野市の文化振興を進めるにあたって行政機関へ求める役割についてみると、「気軽に文化芸術に触れ合える機会の充実」が53.0%と最も高く、次いで「情報の収集や発信（開催情報や人材情報、施設案内など）」が40.7%、「子どもが日常的に文化体験できる環境の整備」が37.7%となっています。

文化活動の有無別にみると、〔していない〕では、「気軽に文化芸術に触れ合える機会の充実」が49.2%と最も高く、次いで「情報の収集や発信（開催情報や人材情報、施設案内など）」が41.5%、「子どもが日常的に文化体験できる環境の整備」が37.4%となっています。〔月1回以上〕では、「気軽に文化芸術に触れ合える機会の充実」が69.2%と最も高く、次いで「伝統芸能・文化の保存と継承」が46.2%、「場所や設備の整備（ホール、公民館など）」が43.3%となっています。



◆文化活動の有無別

(単位：%)

	気軽に文化芸術に触れ合える機会の充実	情報の収集や発信 (開催情報や人材情報、施設案内など)	芸術鑑賞の啓発 (芸術を身近に楽しむための市民向け講座・研修など)	制度などの整備 (共催、後援といった名義支援、減免・補助金など)	場所や設備の整備 (ホール、公民館など)	指導的人材の育成や供給 (音楽・演劇・講座など)	新しく活動したい人のための相談や紹介窓口	子どもが日常的に文化体験できる環境の整備	親子で文化体験できる機会の充実	市民や芸術家、行政の協働の推進	伝統芸能・文化の保存と継承	その他	不明・無回答
全体 (n=440)	53.0	40.7	21.6	25.5	32.0	18.6	17.5	37.7	21.8	14.1	33.2	3.4	6.1
していない (n=313)	49.2	41.5	20.8	25.2	29.4	16.0	17.9	37.4	23.0	14.7	30.4	2.2	4.5
月1回以上 (n=104)	69.2	39.4	27.9	26.0	43.3	27.9	18.3	41.3	21.2	14.4	46.2	7.7	5.8
その他 (n=12)	41.7	33.3	0.0	25.0	8.3	16.7	0.0	33.3	16.7	0.0	16.7	0.0	16.7

河内長野市の文化事業に関する自由回答

分類	件数
子育て世代や若者を対象とした取り組みについて (子どもたちの文化・伝統体験、子育て世代が参加しやすい工夫、若者向けの内容の工夫など)	17 件
自然と文化の共存について (自然を大切に、豊かな自然や文化を活用した取り組みの実施など)	16 件
公演、講座の内容の充実について (定期的な公演、講座の内容充実、公演やイベント参加の感想など)	13 件
観光振興との連携について (文化財や自然を活用した観光振興について、集客アイデアなど)	11 件
市民が文化芸術に参加しやすくなるための工夫について (気軽に参加できるプログラムの実施、体験型プログラムへの要望など)	10 件
文化施設等への交通の利便性や道路環境について (車がないと出かけにくい、参加したいが高齢で移動が困難など)	11 件
文化財の保護と活用について (文化財に関する周知啓発、講座の充実、文化継承についてなど)	9 件
S N S を活用した情報発信について (S N S を活用した企画・運用の工夫についてなど)	8 件
河内長野の歴史・文化について (講座の充実、日本遺産等の P R や文化事業の強化の要望など)	8 件
クラシック音楽のコンサートの開催について (オーケストラ、弦楽等の招致の要望など)	6 件
文化・スポーツ施設の立地や施設の改修について (他市比較の感想、施設利用の感想など)	6 件
市民への情報発信について (広報の工夫についてなど)	4 件
文化振興のための人材育成 (職員の資質向上、地域人材の確保、育成についてなど)	3 件
アンケートに関すること (内容が読みにくい、アンケートの感想など)	3 件
その他まちづくり全般への要望 (子育て支援や高齢者福祉、計画的なまちづくりや人口減少対策についてなど)	26 件

2. 文化振興に係る関係法令

文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）

改正 平成二十九年六月二十三日

前文

第一章 総則（第一条一第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条一第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促

進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深める

ように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

（芸術の振興）

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（メディア芸術の振興）

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

（伝統芸能の継承及び発展）

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統

芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

文化財等の保存及び活用

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深める

ため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずる

ものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則（平成十三年十二月七日法律第百四十八号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二十三日法律第七十三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。(以下略)

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3. 運営規則

河内長野市文化振興計画推進委員会運営規則

令和7年3月31日

規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、河内長野市附属機関設置条例(平成24年河内長野市条例第35号)第2条の規定により設置する河内長野市文化振興計画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は、15名以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) アーティスト
- (3) 文化団体関係者
- (4) 学識経験者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副委員長にも事故があるとき、又は副委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

(関係者等の出席)

第 6 条 委員長は、会議の進行のため必要があると認めるときは、会議に関係者等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、文化・スポーツ活性課において行う。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に河内長野市文化振興計画推進委員会運営規則(平成 27 年河内長野市教育委員会規則第 10 号。)第 2 条の規定により、教育委員会から委員に委嘱されている者(以下「旧委員」という。)は、この規則の施行の日に第 2 条の規定により市長から委員に委嘱されたもののみなし、その任期は、第 3 条の規定にかかわらず、旧委員の残任期間とする。

4. 策定経過

年月日	内容
令和6年11月6日	・第2期文化振興計画の進捗状況について ・第3期文化振興計画策定に係る市民アンケートについて
令和6年12月19日～ 令和7年1月15日	河内長野市第3期文化振興計画策定のための市民アンケート調査
令和7年3月25日	・第3期文化振興計画策定に係る市民アンケートの結果について ・河内長野市文化振興財団における事業実績報告（令和7年2月末まで）及び第2期文化振興計画に対する財団から見た課題
令和7年8月26日	・第2期文化振興計画の進捗状況について ・第3期文化振興計画の素案について
令和7年12月4日	・第3期文化振興計画（案）について
令和8年1月7日	・第3期文化振興計画（案）について
令和8年2月●日～ 令和8年3月●日	河内長野市第3期文化振興計画（案）に対するパブリックコメント

5. 河内長野市文化振興計画推進委員会名簿

役職	氏名	所属等
委員長	車谷 哲明	大阪芸術大学芸術学部 教授
委員	佐藤 有紀	大阪芸術大学芸術学部 准教授
委員	宮崎 優也	大阪アーツカウンシル 統括責任者
委員	宮地 泰史	ザ・フェニックスホール チーフマネージャー
副委員長	竇楽 陸寛	特定非営利活動法人SEIN 事務局長
委員	飯田 由美子	河内長野市文化連盟 理事
委員	おぐし みき	Yahoo!クリエイター 記者
委員	吉 年 海	株式会社吉デ 代表
委員	尾花 由佳理	クレアミュージック河内長野 代表
委員	池内 宏明	小中学校校長会

（敬称略）

河内長野市第3期文化振興計画

令和8年3月

発行：河内長野市 成長戦略局 成長戦略部 まちのソフト戦略室 文化・スポーツ活性課

住所：〒586-8501 河内長野市原町1丁目1-1 市役所4F

<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/>